

<論 説>

## 西アジアの農業と社会 (2)

後 藤 晃

### 目 次

#### 第三章 イランの地主制と村落

はじめに

- 一 地主的土地所有
- 二 地主と農民
- 三 地主経営「農場」の経営組織
- 四 農業近代化と地主経営「農場」の変容

小括

### 第三章 イランの地主制と村落

#### はじめに

前章では、マルヴダント地方の調査事例をもとにイランのオアシス農業地帯に一般的な農業制度を検討した。調査を行った1970年代前半期は、農地改革が実施されてから程なく、また1973/74年のオイルショックによる豊かな財政資金をもとに進められた開発の波が農村地帯にも及びはじめたいわば農村の変動期に当たる。都市における雇用の拡大で農村から都市に向かう人の移動が激しく進み、農産物の商品化と消費の拡大によって農村市場もまた拡大過程にあった。しかし、農地改革までの時代でみると、都市と農村の間には経済の二重構造が存在していた。農業余剰は地代や利潤として地主を媒介に都市に運び出され、この余剰が都市経済の循環の主たる基礎をなし消費と資本形成に向けられたのに対して、農村は余剰を収奪されて自給的経済を余儀なくされ農村市場は

きわめれ狭隘な状態にあった。都市が発達しながらこれと対照的に農村市場の核をなす町が貧弱であったというイランの特徴は、この経済社会的な二重構造が空間的に表現されたものといってよい。この構造を大きく変えたのが1960年代に実施された農地改革と石油を財源とした地域開発であった。都市を中心とした経済に活発化しつつあった農村地域の経済が町を接点に接合され、農村を含めた国民的市場が発展することになる。マルヴダシト地方でいえば、この地方の中央に位置するマルヴダシト町の急激な発展はこの時代の経済社会の変容を象徴するものであった。

かつて植民地であったアジアの諸地域で大土地所有制が展開したと同様に、イランもまた19世紀半ば以降の国際分業化の過程で農産物の市場形成にともなう商業的農業が展開し、これを契機に領主層や国有地に下賜地をもつ都市の官僚、商人などによる大土地所有が発展した。ラムトンによれば「古くからの土地所有者や、土地を所有する部族のハーンは、レザー・シャーの治下でその所有地を失う傾向がみられた。一方では国家がこれらの地主やハーン<sup>(1)</sup>の土地を没収し、他方では新興の商人および請負人、新官僚、ならびに軍人が新しい地主階級として新たにとって代わった」のである。この時代、国は土地の登記法を施行することで私的所有を保証しまた農業銀行による土地取得と経営に対する資金の提供などで地主的土地所有の発展を促す政策をとった<sup>(2)</sup>。また民法では「土地は所有する意思をもって利用されておらずしかも何人も権利を主張していない土地を耕作するものは、その土地の所有者になる。またある土地の周縁を開拓すればその土地の所有権も得られる」と定められていたことで、水利施設への投資と農民のリクルートによって多くの新村や枝村が建設された。

こうした政策がとられた背景には近代国家が地主制を制度的土台に近代化と工業化を進めたことが関係している。都市の上層は、国家によって土地所有権の安定が保証されたことまた農業部門の収益性が高かったことにより土地所有に積極的な対応を示したが、地主が農業部門から収奪した余剰は専売、関税、直接税などの形で歳入の主要な源泉をなし、また地主の余剰資金は金融を通して民間の投資を拡大した。つまり、近代化を目指した王政は再編された地主と

の同盟関係によって近代的蓄積をはかったのであり、地主制と工業化が展開した1930年代以降のレザーシャー期は地主王政の時代とってよい。

しかし、イランの近代化の歴史的性格を問題にする際この地主制についてはこれまでほとんど論じられることはなかった。明治維新のアナロジーで議論もされ都市の近代的な社会層の登場とナショナリズムが問題とされながら、地主制が経済的土台として再構成された近代イランの経済構造については関心をもたれなかったのである。むしろ、トルコのケマルアタチュルクの近代化との比較で、地主制は「封建制の残滓」としてイランの不徹底な近代化の側面として論じられてきた。この負の側面は否定することはできない。マルヴダシト地方のある村の農民の話によると、「土地も水も地主のものであり、地主はめったに村にやって来ないが、問題が起きると農民を並べてビンタを食らわせ、非常に横暴であった」のであり、ポレノウ村では地主の差配でもある村長が地主の意向にしたがって農民に対して手荒な扱いをしていた。このため農民の恨みを買って、農地改革後は隣村に住居を移している。こうした事例は数多く報告されている。「地主は農民を事実上の奴隷類似のものとみなし、かれらの唯一の機能は地主のために利益を生み出すことにあり、かつまた厳格に扱わない限り、地主の当然の権利を詐取するおそれがある」のであり<sup>(3)</sup>、地主と農民の間は相互の不信感によるむき出しの関係であったとってよい<sup>(4)</sup>。地主は都市に居住する不在地主で村にとって外部者であり、農民との人間的つながりをもたず、利害をまったく共有していなかった。また暴力装置をもって強烈的な権限を行使し得たことから地主と農民の関係には「封建的」と呼ぶべき側面があったことも否定できない。この場合、暴力装置として機能したのは国家であり地主と農民のトラブルには警察が介在したから、国家の体制自体が「封建的」性格を帯びていたとも言える。しかし、国家が地主を保護し農民からの収奪に警察力をもって保証を与えたのは、イランの近代化の蓄積過程に地主が重要な役割を担っていたからにはほかならなかつたのである。

このイランの近代化過程における国家の体制は、20世紀半ばになると修正が求められることになる。石油国有化の反英闘争として展開した民族主義の運動

と政治体制の民主化要求の運動の中で農地改革もまた不可避とされる状況が生まれる。地主制に対する大衆の批判にはその「封建的」性格と地主の強い権限にもとづく収奪が問題とされた。地主制の廃止が1950年代に国民的な課題となった背景にはイラン議会が地主勢力の強い影響下にあったという政治的現実があったが、この要求に対して権力基盤が脆弱であった国王はその安定化をはかる意図から1952年に王領地を農民に解放するという選択を行う。しかし重要なのは、国家また民間の資本形成という点で地主制はその役割を終え、国民市場の発展という点ではむしろ桎梏化していたことである。成長しつつあった資本家層や都市の中産層の間に国民的市場の拡大とりわけ農村市場の開放の要求が高まっていたことである。20世紀半ばになると蓄積システムつまり国家主導型の地主制を土台にした資本の蓄積に変更の要求が強まり、民主化と農地改革はこうした資本主義発展の時代状況に対応した運動としての側面を強くもっていた。1960年に国王は白色革命を宣言し農地改革がスケジュールに挙げられるが、これはイラン経済の構造的転換を意味し、それまでの蓄積メカニズムに終止符が打たれ、地主王政を払拭して国民経済発展の契機をなしたという点で歴史的意義をもっていた。

地主制を問題とする時、近代イランの政治経済的枠組において論じる必要がある。19世紀後半以降の世界経済のシステムに周辺として編成され変容した経済社会とその後の近代化、工業化の過程での地主制の位置づけは、イランの政治経済体制を論じる上で不可避といってよい。この点に関しては第二部で詳しく論じる予定としており、ここではまず第二章との関連で、射程を村に置き地主と農民の関係に焦点を据えて地主制の構造を明らかにする。

## 一 地主的土地所有

### 1. 大土地所有者の系譜と所有規模

20世紀前半期における土地所有の実態を示す資料は少ない。土地保有の規模別分布に関する最初の統計は1960年のイラン最初の農業センサスに示されている(表3-1)。これによると、20ha以下の規模が農地全体の67%を占めている

表 3-1 農地保有の規模別分布

保有規模 (ha)	農地面積 (1000ha)	全農地の割合 (%)
0-2	571	5.0
2-5	1554	13.7
5-10	2413	21.2
10-20	3054	26.9
20-50	2209	19.5
50-100	564	5.0
100-500	684	6.0
500-	307	2.7

(出所) 1960年農業センサス (A. Najmabadi, *Land Reform and Social Change in Iran*, University of Utah Press, 1987, p. 46)

のに対して100ha以上はイランの全耕地の8.7%に過ぎず、ここからは大土地所有制の姿は浮んでこない。もっともこの数字は所有というより経営規模で分けたものとして読むべきであるが、<sup>(5)</sup>後に述べるように、大土地所有制の村の地主と農民の関係を地主・小作関係とみれば経営単位はそれぞれの農民に分割されるが、地主経営の「農場」とみれば村が一つの経営体であり、この統計は所有と経営のいずれの分布を示すものとしても問題が多い。一方、ハムシーは富裕家族の5ないし20%がイランの全農地の70ないし90%を所有しているとす<sup>(6)</sup>る大まかな推定を行っており、また、バディとマクラクランによれば1950年頃にはイランの全耕地の56%を農村人口の1%に過ぎない地主が所有し、1家族が100ha以上を所有する大土地所有者の土地は全耕地の33.8%を占めていた。<sup>(7)</sup>いずれの数字もセンサスとは大きく違っている。またバディの数字には部族地や宗教組織に属するワクフそれに国有地と王領地が除かれており、これを含めると耕地の90%近くが地主的所有の下にある土地となる。<sup>(8)</sup>いずれが実態に近いかについては不明という他はないが、少なくともセンサスの数字はイランの地主的土地所有について一般的に認識されているものと大きくかけ離れていると<sup>(8)</sup>いってよい。その主な理由は、センサスが実施された1960年には近い将来に農地改革が予測され、改革の対象となるのを避けるために多くの地主が所有地を家族や親族に分割する動きを示したことにあり、センサスの数字はこの結果と

みることができる。

さらに一つの数字がある。これは所有別村数を示した1958年の農務省のものである(表3-2)。イランでは、全体を6として6に分けたうちの1つを1ダングで表すことがある。村の土地でいえば、1ダングは土地全体の1/6となる。これによると、一人の地主によって所有されている村が全体の1/4近くに及んでいることがわかる。

大土地所有制についてはセンサスよりも観察や調査によって実態に近づくことができる。ラムトンやバディまたテヘラン大学の調査資料に依拠してイランの各州における状況を羅列すると次のようである。<sup>(9)</sup>

- ・1949年におけるテヘランとダマーヴァンドに近い地域の1300の村を対象とした調査では、この地域には大土地所有が多い。
- ・アラク地方では、農地の75%までが大土地所有者によって所有されていた。
- ・ブールジェルド地方では、農地のすべてが大土地所有者によって所有されていた。
- ・アゼルバイジャン地方では、1930年代の時点で地主が90%の土地を所有し、その内、6家族は平均で20ないし30の村を所有していた。
- ・ファールス地方では、1930年代に耕作に適する土地の70%は大土地所有者によって所有されていた。
- ・ケルマン地方では、農地のほとんどが大土地所有者により所有されていた。
- ・マーザンデルラン地方では、1952年までその大部分が王領地であった。

表3-2 村の種類別割合

村の種類	割合(%)
6ダングの村 <sup>(1)</sup>	23.4
ダングの村 <sup>(2)</sup>	10.9
小規模保有の村 <sup>(3)</sup>	41.9
王領地の村	2.0
ワクフの村	1.8
国有地の村	3.6
複合した村	15.2
不明	0.5

(注) (1)は一人の地主によって所有されている村。(2)は複数の地主に所有され、各地主が村の土地の1/6~5/6を所有する村。(3)は複数の地主また農民がそれぞれ1/6以下を所有する村。

(出所) K. Khosravi, *Bozorg Maleki dar Iran az Dowreh Qajarieh ta-be Emruz, Tehran, 1961* (岡崎正孝「イラン地主の二つの型」滝川・斉藤編『アジアの土地制度と農村社会構造1』アジア経済研究所, 1966年, 66ページより引用)



機構を構成する存在として生きのびた地主である。2桁以上の村を所有する文字通りの大地主であり、この例はアゼルバイジャン、ホラーサン、ファールスなどにみられる。

2. 部族の長であるハーン。イランの部族地に対してはハーンが強い権限をもっていた。レザーシャーの時代にこの多くは没収されたが、中央権力に従うことで近代的所有権を得たものもかなりあった。
3. ガージャール朝の時代に下賜地を保有し、近代化過程で所有権を得たもの。
4. 商業的農業の展開過程で土地に投資を行った商人層。
5. 近代化過程で登場した新官僚や軍人。立憲革命以後、とくにレザーシャーの時代に国有地の購入などで土地を取得した。ヒヤリングを行ったマルヴダシト地方の村の地主の多くはこのグループであった。
6. 地主の差配や村長。20世紀半ばになると経済の発展と農産物価格の相対的低落により地主が土地から経済の他の諸部門に資本を移動させる動きを示すが、この過程で土地を購入し地主化した。

マルヴダシト地方で確認した村の事例でみると、ラームジェルド地区のドメアフィシャン村の地主が大佐に昇進した軍人出身、エスファドロ村が上級官僚であった。またコルバル地区のキャミジュン村が軍人、マルヴダシト地区のヘイラーバード村が州都シーラーズ市の上級官僚であり、概して軍人や官僚出身が多い。いずれも、20世紀初頭以降に土地を購入して地主化したものである。また、村の上層が地主となる事例もみられた。村長は同時に地主の差配であることが多く、この役職による収入と地主とのつながりで土地取得のチャンスを得た。調査を実施したヘイラーバード村とポレノウ村の村長はいずれも農地改革前に近接村の土地の一部を手に入れている。前者の村長バーズバンディーは隣接するエサーバード村に60ヘクタールを購入し、また後者の村長ゴルバニーは複数の地主が共有する隣接のドメアフィシャン村に全体の1/10の持分を取得した。しかし、いずれも地主としては小規模である。

耕作農民が農地を所有する農民的所有もみられた。これは20世紀前半には

農地全体の1割程度であったと想定されるが、国有地が農民に譲渡されたわずかな村を除けば生産性の低い農業の限界地にみられたに過ぎない。中央砂漠の南西辺ならびに南辺に沿った地方に比較的多いが、ここでも大土地所有が優勢であり農民的所有の村は余剰を生み出さない僻地の山岳地、また大土地所有地のなかに点在するやせ地に分布し、優等地はそのほとんどは地主的所有によって覆われていたとい<sup>(10)</sup>ってよい。

この多様な出自からなる地主のなかで村に居住するのは差配や村長出身者のみである。その他は中央や地方の都市に居住する不在地主であり、村社会とは農地の所有と農業余剰の授受を通して関係をもっていたが村のコミュニティーにとっては外部者である。農民との間には信頼と保護にもとづくいわゆるパトロンとクライアントの関係をもつことがなく、むしろ相互不信が地主と農民の関係を支配していた。

## 2. 大土地所有者の所有形態

ラムトンは大土地所有をその形態から三つに分類<sup>(11)</sup>している。

1. 所有規模が1ヵ村から数ヵ村におよび、例外的には3桁に達する数の村を所有する大地主（オンデマーレキ）。
2. いくつかの村に持分を所有している地主（ホルデマーレキ）。
3. 村が複数の地主によって共同で所有される持分所有の地主。大地主の所有地が複数の相続人に譲渡される時、この土地が共有されることが多い。共有地は通常は地主のなかの一人によって管理された（ホルデマーレキ）。

この3分類のうち2.と3.は複数の地主が土地を持分で共有する形態である。この形態はムシャーと呼ばれ、村の土地が複数の地主によって所有される場合このムシャーの形態で所有されることが多い。

イランでは、一般に大土地所有者はオンデマーレキ（ondemālek）とホルデマーレキ（holdemālek）に分けて区別される。オンデマーレキは、村の土地全体を単独で所有する地主を指し、この中には2桁、3桁の数の村を所有する地主があり、これは文字通りの大土地所有者である。1960年代に農地改革が実施され

地主は村から退去して「封建的」といわれた地主と農民の関係が消滅する。しかし、地主制下で地主は強い権限を行使し、とくにオアシスなどの灌漑農業地帯では、村は地主の所有物のごとき様相を呈していた。こうした地

表 3-3 所有村落数別オンデマレキの地主数

所有村落数	地主数	所有村落数	地主数
地主数計	4016	12~14	9
1	3008	15~19	10
2	544	20~29	3
3~5	342	30~49	5
6~8	73	50~200	1
9~11	20	215	1
		6793 村	

(出所) 表 3-2 に同じ

主と農民の関係を土台に一人の地主が村全体に所有権をもつ場合、この地主がオンデマレキである。イランには1村以上を所有する4000のオンデマレキがおり中央や地方の政治に強い影響力をもつものも多いと言われているが、先の出自による分類では地方名士層やハーンに多数の村を所有するオンデマレキが多い。また、新興の地主の中にもオンデマレキがみられる。ヘイルアーバド村の地主は地方都市シラーズの官僚出身で20世紀に入って土地を取得した地主だが、彼も村を単独で所有していた。灌漑農業地帯では通常は土地だけでなく水利権や水利施設をも独占的に所有し、農民の居住する家屋や村の諸施設も所有することがあった。

一方、ホルデマレキは村の土地を複数の地主が所有する場合の地主であり、オンデマレキより規模が小さいものが多い。しかし、村の土地全体を所有していないが複数の村に所有権をもつ3分類の2.の場合、総計するとかなりの規模となる大地主もある。また、村の土地に対する権利ということではホルデマレキであっても実質はオンデマレキのように行動する地主がある。相続などで土地の権利が複数の相続人に分けられてはいるが相続人の一人が村の管理を行っている例がこれに当たる。法的には所有権者は個人だが、家族が所有の主体をなすことが多く、農地改革が近い将来に予測された1950年代に法の適用を免れる目的で駆け込みで名義を複数の子供や親族に書き換えた地主の場合、実体はオンデマレキと同じである。したがって、オンデマレキとホ

ルデマーレキを規模の差で分けるのは適切とはいえない。

では、複数の地主が村の土地を所有するホルデマーレキの場合、所有の形態にどのような特徴があったか。ラムトンは、大土地所有者の3分類のうちホルデマーレキに当たる2.と3.をいずれもムシャーであるとした。つまり、大土地所有者に分類されたホルデマーレキは、村の土地の境界で区切られた分割地を所有するのではなく、「非分割の持分による共有」の形態で所有したといっている。先にみたように、イランの地主制は都市が村を支配する19世紀の所有関係を引き継いでおり、領有権が近代化過程でそのまま所有権化されるか、国家によって没収されて新興の都市上層に譲渡されるかのいずれかの筋道によって地主制が発展したため、イランの大土地所有者のほとんどは都市の居住者であり、所有の単位も村の土地というよりも村そのものであった。村が所有の単位となり、相続などで所有権者が複数になる場合、村の土地を地片を区切って分けるのではなく持分で分けるムシャーの形態がとられたのは一つにこうした理由があった。

### 3. ムシャーによる村所有の事例

次に、ムシャーによる所有の形態をマルヴダシト地方とホラーサン地方の具体的な事例でみてみよう。イランでは、全体を6として6に分けたうちの1つを1ダングで表すことがあるが、とくに土地を共有する場合には各地主の持分は一般にダング数で表現された。ホルデマーレキによってムシャーの形態で所有された村では、村の土地やこの土地を灌漑する農業用水の水利権はその全体を6ダングとし、例えばその3分の1に持分をもつ場合には地主の持分権は2ダングとなる。こうした表現はムシャーによる所有を反映し、土地だけでなく不動産一般さらに動産においてもムシャーによる所有の形態が広くみられたことと関係している。

1972/3年に調査を実施したマルヴダシト地方のポレノウ村では、農地改革以前に村は3つの家族によってムシャーで所有されていた。つまり、村の土地全体それにコル川の堰から分水された農業用水に対する水利権が持分で共有さ

れ、この地主家族による持分構成は次のようであった。

デヘガン家	3 ダング
ジョーカー家	1.5 ダング
アブドルラーヒー家	1.5 ダング

権利の大きさでは3家族で2:1:1の比である。しかし、権利の法的な名義は個人にあり、この家族の持分を家族を構成する個人でみるとさらに細かく分かれていた。デヘガン家の場合、3ダングは3人の個人によって1ダングずつの権利として登記されており、またアブドルラーヒー家の1.5ダングは、農地改革の直前に家長であるムスタファー・アブドルラーヒーから5人の幼少の子供に以下のように権利が譲渡されていた。したがって、ポレノウ村は3家族9人の名義で持分で土地と水利権が共有されていたのであり、ムシャーによるホルデマーレキの村ということができ<sup>(12)</sup>る。

ムスタファー・アブドルラーヒー	ムハンマド	0.25
	ナーデル	0.25
	マフムーベ	0.25
	マフラカー	0.25
	ファルバー	0.5

次に、ホラーサン地方のファラッキ村の事例をみてみよう。この村の土地と水利権は全体が108持分（1ダングがさらに18に分けられている）からなっており、地主の持分は以下<sup>(13)</sup>のようであった。

ラザビー廟（ワクフ）	18（1ダング）
カーシマール病院（ワクフ）	7
複数の地主	83

ホラーサン地方には寄進などでイスラムの宗教組織が管理する財産（ワクフ）が多く、ワクフは多くの村に分散<sup>(14)</sup>している。この村もワクフの一つだが、このワクフを除くと村の地主は小規模のホルデマーレキであり、ポレノウ村の場合と同様に、多数の地主によってムシャーで共有されていた。テヘラン大学では1950、60年代にテヘラン周辺やホラーサン地方の多くの村の実態調査を実施したが、調査村の多くは複数の地主によって所有されるホルデマーレキの村であった。先に、ホラーサン地方には小規模地主が多いと述べたが、この小規模

地主も必ずしも分割地を所有する地主ではなく、オアシスの平坦部ではむしろムシャーが一般的であったといつてよい。

#### 4. ムシャーの形態をとる理由

このようにホルデマレキの所有はムシャーの形態をとり村の土地が地片に分割されることが少なかったが、この理由の一つには先に述べたように、地主的所有が領主的な村の領有を引き継ぎ、近代化過程においても村の外部者によって所有が独占されて村がその単位をなしたことが挙げられる。しかし、領主権が廃されて近代的な権利関係が法的に保証されしかも商業的農業が展開した20世紀の説明としてはこれだけでは十分説得的とはいえない。むしろ、農業生産の技術や農耕の諸制度に分割地所有を難しくしている要因を求める方がより理解し易い。そこで、前章で詳述したマルヴダシト地方の農地改革後の農業制度を振り返ると、その特徴を次の5つの点に整理することができる。

1. 村の土地と灌漑用水は持分をもつ農民によって共有され、個々の農民の持分は等しく1ガーウであった。
2. 村の耕地は複数の耕圃に区切られ作付け循環が耕圃循環をなしていた。このため、農民は強い耕作規制のもとで農業生産を行い、栽培作物を自由に選択することができなかつた。
3. 耕地は耕区に分かれ、農民の利用地は地条として各耕区に分散し、散在耕地制のもとで強い耕地規制が存在した。
4. 2ないし4人、村によってはそれ以上の数の農民による共同耕作組が編成され、この組を単位に地条割がされ共同耕作制がとられていた。
5. 割替が慣行となつていた。

以上の諸制度は前近代の村落共同体を彷彿とさせるものである。農耕方式は、農地のかなりの部分を休閑地としておく休閑農業であり、農民の耕地は耕区に分散し散在耕地制がとられ、作付け循環が耕圃循環をなしていた。つまり、前近代の西欧の村落共同体にみられた開放耕地制と極めてよく似ていたのである。しかも、ボネ制にみられるような共同耕作制度をとり、また利用地を毎年

くじ引きで決める割替が慣行となっていた。このため、農民は固定した地片に権利をもつことがなく、土地制度では、耕作権をもつ村の農民全員が農地を共有し個々の農民の権利は持分の形態をとっていた。

これはあくまでマルヴダシト地方にみられた制度であり、オアシス農業地帯では共通するところが多いものの農業条件を異にする地方にも一般的であったとは限らない。カスピ海沿岸部の米作地帯は村社会が灌漑水利の共同組織として機能しながらも経営の主体は農家であり日本の村とよく似た小農村落が分布していたし、<sup>(15)</sup>乾燥・半乾燥地の山間部の小規模な灌漑農業村落にも小農的な村が多い。また、農地の利用に共同関係の強い村は半乾燥地の規模の大きな乾地農業地帯にもみられ、耕圃－耕区制をとる開放耕地制が明確な村もあった。しかし、共同関係が崩れているところも多く割替慣行は一般にとられていない。したがって、マルヴダシト地方の事例にみられる農地利用をめぐる強い共同関係がどこでもみられたわけではないが、小農的経営の一般的な地方を除けば、農地の利用をめぐる全体による規制は多かれ少なかれ存在していたといえる。こうした村では農地の利用に村は分割できない一つの単位をなし、前章の図2-6をみるとわかるように、このような耕地割で農地が利用された村で地主が農地を分割して所有することは現実的ではなかった。つまり、村が農業生産の単位をなしていたために所有も村が単位となり、相続や売買譲渡で複数の地主に所有される場合にはムシャ－の形態がとられたのである。ただ、ヘイラーバード村のように村が複数のマズラエ（耕作区）で構成されている場合には、耕作区が農耕の単位をなしていたことから耕作区ごとの分割は可能である。マルヴダシト地方のシドンギ村やエスファドロロン村がその例である。<sup>(16)</sup>いずれの村も2人の地主が村の土地を割りそれぞれの耕作区を単独で所有し経営した。

このように、農業が強い共同関係で営まれている村では地主は個別の農民との間に地主・小作の関係を結ぶことはない。地主が対峙したのは村の農民集団であり、村における代表が地主によって指名された差配としての村長であった。ホルデマーレキの村では地主もまた複数であったから、地主と農民の関係は複数の地主と農民集団の関係となる。このため、複数の地主は地主の内の一

人が管理者または代理人となるのが一般的であり、この代理人と差配としての村長が地主の村管理における直接的関係者であった。収穫時に脱穀場に赴いて収穫の中から地主の取分を徴収するのはこの代理人であり、村の農民は複数の地主と面識がない場合も多かった。ムシャールの形態で9人の名義で所有されていたポレノウ村の場合、村の農民が直接関係するのは代理人であるムスタファー＝アブドラヒー一人であった。彼はかつてこの村に1.5ダングの持分をもつ地主であったが、農地改革時にはすでに5人の子供に譲渡して村の土地に対する権利をもっていなかった。

以上から明らかなように、地主がムシャールの形態で所有した基本的な理由は、分割地を経営する小農が存在せず農地の利用などに共同関係が強く、村の農地が農業生産の分割できない一つの単位をなしていたことにあったと考えられる。ここでは地主は農民個人ではなく村や耕作区の農民集団と対峙せざるを得ず、地主が関係したのは村そのものであったのである。

## 二 地主と農民

### 1. 「農業生産の5要素」

イランには、農業生産の主要な要素を、土地、水、種、役畜、労働力の5つに分けて「農業生産の5要素」として表現されてきた。農業生産には手段としてまず土地が必要でありこの土地に人が働きかけることで作物が生産されるから、土地と労働力が農業生産の基本的要素であることは言うまでもない。しかし、これと並んで水、種、役畜の3つが主要な要素として挙げられているのはイランの農業のもつ特殊な条件によるといつてよい。

まず、水についてみると、乾燥・半乾燥地では灌漑の有無が生産性を大きく左右することは第一章でみた通りである。とくに乾燥地では土地はそれだけでは地代を生まないだけでなく作物生産そのものが不可能である。しかも、水の限界生産性が大きいために豊富な灌漑水量が供給されればきわめて高い生産力が保証される。つまり、灌漑の有無が生産力を規定するため水は生産要素としてとりわけ重要性をもっていた。もっとも、日本の水田農業では水は土地に内

包されたものとして属地的なものだが、イランでは土地とは分離し属人的である。土地の所有者は必ずしも水の所有者ではなく、灌漑用水のみが売買されることもある。水が土地から独立した生産要素として扱われたのもこうした理由による。

また、ここでの役畜は犁耕などに使役する雄牛を指している。この雄牛が農業生産に不可欠な手段であることは第二章で農耕方式を検討した際に詳しく述べたが、いわゆる犁農耕文化圏として一对の雄牛が農民の耕作地の規模を規定し、農民の農作業の能力は裸の労働力ではなく雄牛と一体化したものとして評価された。トラクターの導入によって雄牛は村から姿を消すことになるが、伝統的な技術で農耕が行われていた時代には雄牛は重要な生産の要素であった。

主要な作物である麦では播種用の種も主要な生産要素であった。乾燥・半乾燥地では農業は気象の影響を受け非常に不安定であり、とくに乾地農業では降水量の変動で生産量は激しく変動し、干ばつの年には収穫をほとんど望めないこともある。このため農業の再生産のために種を確保することは大切なことであった。しかも、伝統的な農業では生産性が低く、乾地農業では収穫は撒いた種の2倍ないし6倍程度しか望めなかったことから、種は高い価値をもっていた。

つまり、「農業生産の5要素」の観念は乾燥・半乾燥地の農業にとってこの5つの要素が不可欠なとりわけ重要度の高いものであったことで生まれたと見てよく、とくに伝統的な農業技術とこの技術に対応した生産力の段階において重要性をもっていた。したがってこの「5要素」の観念も農業生産の近代化で変わらざるを得ない。トラクター化で雄牛はその価値を失うし、化学肥料の普及でこれも主要素として追加される必要が生じる。ちなみにポレノウ村の農民によると、化学肥料の投入で対播種量比で5倍分の増収があり主要素の一つとして加わる理由は十分にあった。また、灌漑を行わない非灌漑農業では水は天水として得られるから、水を除いた4つが主要な生産要素となる。

この5つが高い価値をもつ生産要素であったのはなにもイランに限ったことではなく、イランでとくに「農業生産の5要素」の観念が存在したのには理由

がある。それは地主制の時代にイランに広くみられた地主と農民の関係、つまり分益制である。この分益制は本稿で地主制を論じるうえでの主要なキーワードをなすためここでこの制度を簡単に説明することにする。

イランでは、地主と農民の関係は、カスピ海沿岸などの一部の地方では借地契約によるが、その他のほとんどの地方では分益契約の割合が圧倒的に高い。借地契約では農民は地主に現物または現金で借地料を支払ったが、分益契約では収穫を地主と農民が現物定率で分け、イランではイスラム法および世俗法で認められ古い歴史をもつ制度であった。<sup>(17)</sup>ここで分益制という用語を使うのは、農民が借地し土地を除く生産手段を所有して農業を営む小作農とは異なり、地主は土地以外の生産手段を負担し、この負担に応じて生産物を分けたことによる。村落共同体が農業生産の場をなし領主的な村の支配者が経済外的強制によって生産物を年貢として徴収した時代と異なり、少なくとも20世紀の地主制の時代には経済的根拠をもって分益が行われた。分益における地主と農民の取分は慣行として農業生産の主要な要素の分担に応じていたのである。つまり、地主と農民は「農業生産の5要素」の分担に応じてまたそれぞれの要素の評価値に応じて収穫に取分を得たのであり、「農業生産の5要素」の観念は地主制下のイランに広くみられた分益制と関係があった。もっとも、後に述べるように生産要素の分担と生産物に対する取分比には農業条件の違いや農民に対する地主の支配力の強さによる地方的な慣行があった。

表 3-4 土地関係の形態別、農地面積の割合 (%)

分益制がとられている農地	54.8
借地関係にある農地	7.4
自作地	26.2
混合形態の農地	11.6

(出所) 農業統計局『イラン農業センサス』  
テヘラン, 1960, 15-101

## 2. 地主・農民間の要素分担

では、「農業生産の5要素」は地主と農民の間でどのように分担されたのか。バーディは上のような数字を示している。

表 3-5 農民の生産要素分担 (村の構成比)

	灌漑農業	非灌漑農業
労働力のみ	25%	3%
労働力・役畜	74%	13%
労働力・役畜・種		84%

しかし、全国的な調査が実施された訳ではないのでこの数字は根拠の乏しいものといってもよい。そこで、テヘラン大学の調査など複数の調査研究に依拠し

表3-6 マルヴダシトとケルマン地方の灌漑農業における地主の要素分担と取分比

	農民の分担	地主の分担	地主の取分
マルヴダシト地方 (ファールス州)			
ポレノウ村 (小麦)	労働	土地・水・種・雄牛	2/3
(夏作)	労働	土地・水・種・雄牛	1/2
ヘイラーバード村 (小麦)	労働・雄牛	土地・水・種	2/3
ケルマン市近郊			
平担部 (小麦・夏作)	労働	土地・水・種・雄牛	7/10
高地部	労働	土地・水・種・雄牛	1/2

(出所) マルヴダシト地方は筆者の調査, ケルマン地方は P. English, *City and Village in Iran*, Wisconsin, 1996, p. 88 9

表3-7 イランの各地方の灌漑農業における地主の要素分担と取分比 (小麦)

	地主の分担	地主取分
テヘラン州		
ヴァラミンのある村	土地・水	1/2
アラーク	土地・水	1/2
	土地・水・種	2/3
サーヴェ	土地・水・種	2/3, 3/5, 4/5
イスファハン州		
多くの地方	土地・水・種	1/2
	土地・水	1/3
ボルハール	土地・水・種	3/5
ロレスタン州		
ボールジェルド	土地・水・種	3/5
ファールス		
ママサニー	土地・水	1/4
フィルザーバード	土地・水・種	1/2
ファサー	土地・水・種・雄牛	4/5
ダーラーブ	土地・水	1/3
	土地・水・種・雄牛	3/4 (種控除後)
ネイリーズ	土地・水・種	3/4
ホラーサン		
トクロとその周辺	土地・水	1/2+種代
トルバテヘイダリー (暑地帯)	土地・水・種	2/3
(寒地帯)	土地・水・種	3/5
ビルジャンド	土地・水	3/4, 2/3
カーエナート	土地・水	3/4, 2/3

(出所) ラムトン『ペルシアの地主と農民』310-313 ページ

表 3-8 非灌漑農業の地主取分比 (地主は土地のみ分担)

フェールス州	
ママサニー	1/5
カーゼルン	1/5
ヌラーバード	1/5
ジャフロム	1/5~1/10
(都市からの距離による)	
テヘラン州	
アラーク	1/5
バヤート	1/5
ファサー	1/10
ダーラーブ	1/10
ドバラーン	1/10
ホラーサン州	
トルバテヘイダリー	1/10
シャドキアン	1/5

(出所) 同上書 315-6 ページ

表 3-9 ホーラマバード州における地主の要素分担と取分比 (半乾燥地)

	灌漑農業		非灌漑農業	
	地主分担	地主取分	地主分担	地主取分
ゴルパーエガン	土地・水	1/3	土地	1/5
ブルージェルド	土地・水	1/2	土地	1/4
ホーラマバード	土地・水	1/3	土地	1/5

(出所) M. Atai, "Economic Report of Cultivation", *Tahqiqāte-eqtesādī*, Vol. 4, No. 17-18, 1970, Table 21

表 3-10 イスファハン州における地主の要素分担と取分比 (乾燥地)

	地主の分担	地主の取分
ニール	土地・水・種	1/2
ヤズド近郊	土地・水	1/2
ナーイン近郊	土地・水・種	3/5
カラナグ	土地・水・種・肥料	2/3
クーフパーイェ	土地・水・種・雄牛	3/4
アルデスタン	土地・水・種・雄牛	3/4
シャーレザー	土地・水・種・雄牛	3/4

(出所) 同上, Table 21

て整理を試みることにする。

5つの表(表3-6~3-10)はイラン全土を網羅している訳ではないが、いずれもヒヤリングなどの調査にもとづき信憑性は高い。ここからおおよそ次のようなことが言えるであろう。

1. 灌漑農業と非灌漑農業とで要素分担に異なる特徴がみられる。灌漑農業では、いずれの地方においても地主は土地の他に水を分担し、加えて種をも分担している場合が多い。また、イスファハンの東に位置する地方、ケルマンとマルヴダシト地方の一部の乾燥地では、役畜も地主が負担している。これに対して、半乾燥地の非灌漑農業では、ほとんどの地方で地主は土地だけしか提供していない。これを農民の側からみると、非灌漑農業では土地以外の生産要素をすべて農民自身が負担しているが、灌漑農業ではその分担の割合が小さく、表3-5によると自らの労働力のみしか提供していない村が全体の1/4を占めている。
2. 生産物の分益では、非灌漑農業では地主の取分はほとんどの地方で1/4ないし1/10でその割合はとくに高くないが、灌漑農業では地方によりかなりのばらつきがみられるものの概して高く、小麦では収穫の1/2ないし2/3を地主が取分として取得している場合が多い。
3. 以上は全般的な傾向であり、生産要素の分担と分益比には地方的特徴がみられ、農業条件や地主・農民関係による地方的慣行があると考えられる。

灌漑農業で地主の生産要素の分担率が高いのはなぜか。この点は地主と農民の関係に関わる問題である。後に詳しく検討することになるが、地主が単に土地のみを提供する場合、近代的土地所有が成立しているところでは、地主は農業余剰のうちの地代部分を手に入れる近代的な地主といってよい。イランでは地主は都市に居住する不在地主であり農村を訪れることもめったにないといわれている。しかし、土地以外の生産要素を分担する場合には地主の取分は単なる地代ではなく、分担した要素費用に対して利子をも要求することになる。また、複数の生産要素を分担することで地主の経営への参加も可能としている。

マルクスは、封建制から資本制への移行の過渡的形態として分益農制を位置づけたが、<sup>(18)</sup>形態的には次の3つを特徴としてもつものであった。

1. 地主は、借地関係にある農民に対して土地だけではなく農業に必要な他の生産手段や資本の一部を提供する。
2. 農民は自己の労働によって農作業を行うが、生産手段の一部をも所有しており、労働力のみを提供する労働者とは異なる。
3. 生産物は地主と農民の間で定率または定額で分ける。

借地農は農業経営者として登場する過程で必要な経営資本が欠如するためにこれを地主に依存し、一方、地主は資本の提供に応じて経営に一定の参加をして、農業生産物に対しては地代に加えて利潤（または利子）を取得する。いずれにせよ、土地所有者の取り分は地代の純粹の形態ではない。この形態は、農民が資本の不足を地主に依存する農民的経営の発展的方向としても、地主が土地の他に資本を提供して経営の主体性を発揮し資本家経営へと発展し農民を労働者化する方向としてもあり、いずれにせよ、資本主義的農業制度の成立するまでの過渡的形態として考えた。

農業生産の主要な要素を地主が分担したイランの灌漑農業は、この点では明らかに経営への地主の参加を可能としていた。生産要素の分担の構成は地主と農民の関係に反映していたのである。地主が土地のみを分担し農民が他の要素を分担する非灌漑農業の村の場合、経営の主体はあくまで農民で地主は地代の取得に関心をもつ寄生的性格が強いと考えられ、地主が多くを分担する場合には、地主は経営資本を提供して経営に参加するいわば経営者としての性格が強かったということである。

水に関しては、灌漑農業ではおおむね地主によって提供された。イランでは灌漑用水は土地に付属した属地的なものではなく私的に所有される属人的なものとしてある。近代的な所有権が法的に確立して以降、土地登記の過程で河川の水利権も地主に帰属することが明確化され、ガナートではその建設者が所有権者となったが、この施設は建設に多額の資金を要し、開発による収益を期待した地主によって建設されることが多かった。つまり、地主は水をも所有する

のが一般的であったが、水の限界生産性が著しく高い乾燥地ではこの権利をもつ地主は生産物に強い請求権を主張することができ、この水の提供は経営への強い発言力を可能とした。

灌漑農業では小麦の播種用の種も地主によって提供されることが多い。乾燥・半乾燥地の農業は気候変動によって生産量が大きく影響を受け農業生産は安定性に欠ける。このため、旱魃の年には農民は翌年の種を確保できない状態に陥る危険があり、地主による種の提供はこの危険の回避に目的があるといわれてきた<sup>(19)</sup>。この点でいえば地主制の時代に限ったことではなく、領主支配の時代にも種は領主によって提供されることが多かったのである。貢納の中に翌年の種の分が含まれていた。しかし、地主が種を分担したのにはもう一つ理由がある。それは、種の提供が利子を牛んだということである。土地が肥沃で灌漑施設が整いかつ労働力が豊富で高い生産量を期待できるところで地主は進んで種を提供しようと努めたが、これは播種期に提供された種に対して収穫時に高率の利子を得ることができたためである。例えば、マルヴダシト地方では、収穫時に農民はその取分から5割の利子をつけて地主に支払わなければならなかった。また、イラン東部および南部地方の灌漑農業地帯では、種子の提供に対する取分は収量の1/4、地方によっては1/3であったとされるが<sup>(20)</sup>、仮に、収穫が播種量の8倍以上あったとすると、種の提供による利子率は100%以上であったことになる。

しかし、播種用の種の地主による分担が危険の回避にあるとすれば、降水量の変動の影響が大きく危険がより高い非灌漑農業でこそ地主による種の提供が必要となる。播種用の種の不足を地主が補うことで飢餓販売などによる生産基盤の崩壊を避けることができる。また、高い利子率に動機があるとすれば、灌漑農業、非灌漑農業の区別なく地主は種を提供したはずである。しかも、農民の側からすれば高い利子を払ってまで種を提供してもらおう積極的な理由はない。

では、どうして必要度が高い非灌漑農業ではなく灌漑農業で地主は種を分担し農民はこれを受け入れたのか。これは強い権限に基づく地主の経営権から説

明することが可能である。後に述べるように、地主は商業的農業が展開する19世紀後半から20世紀半ばにかけて所有する村の土地をみずからの「農場」とし農民の権利を剥奪してここに経営権を主張したが、これは地主が土地とともに水を独占していたことで可能であった。イランの地主制については地主が強い権限をもったことから封建的土地所有とする理解が欧米の研究者には一般的である。農民が水利施設の維持などに無償の労働を提供することからこれを封建的な労働地代と考え、経済外的な強制関係ととらえてこれを根拠としている<sup>(22)</sup>。しかし、灌漑農業と非灌漑農業との間に生産性格差が大きく、前者において高い利潤を期待した地主経営が展開するが、これは主要な生産手段である水を地主が独占していたことで可能であった。したがって、地主の強い請求権は経済的要因によるものであり、地主が種を分担したのは地主が村の農業の経営者であったことを表している。経営のコストである種は当然に経営者である地主が提供したということである。

役畜は、灌漑農業、乾地農業を問わず農民に帰属する傾向が強い。地主は都市に居住する不在地主であったから、雄牛やロバは農村に居住する農民によって飼養されたのである。しかし、地主が寄生的性格をもった乾地農業地帯では雄牛はあくまで農民によって所有されていたものの、地主経営化した灌漑農業村落では、地主が自ら飼養する能力をもたないため本来地主に帰属するものが便宜上農民に委託されているとするのがより実体に近い。例えばポレノウ村では、雄牛は農民により飼養されていたが、農民自身は雄牛は地主のものであると思っていた。農民が地主の所有する農地で働く権利は雄牛をもつことが条件となっていたが、農民が雄牛を持たない時は地主によって提供された。マルヴダシト地方では、地主によって農民に提供される雄牛購入の資金をモサーエデ(musaideh)と言い、ポレノウ村では、農民が地主の下で働くことが決まると、地主は2000リアルを渡して雄牛を購入させる。そして、村を出る時に地主にこの金を返し、地主はこの金を次の農民に渡した。ただ、一般にモサーエデは農民救済のための前貸しを意味した。食料が不足する時期に穀物で与えられ、収穫後に現金や時価で換算された量の穀物で返済されたため農民は高い利子を

払った。表3-6～表3-10によると、雄牛が地主によって分担された地方は多くないが、この中には雄牛が地主に帰属しながら農民によって飼養されていたため地主の分担として記載されたものがかなり含まれていると考えられる。ケルマン市の近郊の村の事例でいえば、ラムトンは雄牛を農民の負担としているが、実態調査を実施したP. イングリッシュは地主の負担とし、地主は土地・水・種・雄牛を負担し収穫の7/10を手にして<sup>(23)</sup>いたのである。

1950年代に入ると、トラクターが普及をはじめめるが、村でこれを導入したのは地主である。自らの経営の機械化ということであり雄牛は不要となった。この結果、雄牛を農民が分担していた村では、農業生産の5要素のうちの農民の分担率が減り、労働力のみ負担となる場合が増えた。表3-5では、灌漑農業村落の25%で農民は労働力しか提供していないとなっているが、この中のかなりの部分がトラクター導入に伴うものと思われる。雄牛に代わったトラクターは農民でなく地主に帰属し、労働力のみ分担することになった農民は労働者と大きく変わるところがなくなった。このため地主の経営としての性格はさらに強められ、農民は地主経営における契約労働者という性格へと転化した。ゴルパーエガン地方の事例では、農民は労働力のみしか提供せず、収穫に対してはその4分の1を手にするに過ぎなかったが、こうした生産手段から切り離された農民は分益労働者を意味するバルゼギャルと呼ばれることもあり、地主の「農場」に雇用され賃金を現物で支払われる労働者というべき存在<sup>(24)</sup>であった。

### 3. 生産の5要素分担と生産物の取分

収穫に対する地主と農民の取分は生産要素の分担に対応するといっただけだが、では収穫物は地主と農民の間で何を基準に分配されたか。バディは分担する生産要素の評価値が分益率の基準になるとして次のように述べている。「灌漑地の収穫は15要素に分けられ、土地所有者に3、水の利用代として国家または地主に2、種子の所有者に5、役畜の所有者に2、小作人に3の割合になる。……こうした契約の場合、地主は土地を貸して収穫の15分の3、つまり5分の1、水も提供した場合15分の5、つまり3分の1を受け取る。地主が土地と水、

種子、役畜を提供する時には実に収穫の15分12、つまり、5分の4を受け取る<sup>(25)</sup>のである」。また「大部分が乾燥しているイランの東部及び南部地域では、地下水路（ガナート）の利用なしに農業に従事することが不可能であるが、ここでの小作関係は、収穫の20等分に基<sup>(26)</sup>ずいている。……この地域では広く肥料が使われているがこれは賃貸契約時に収穫の2として考慮に入れられる。……ここでの収穫の配分方式は次のようになる。土地所有者に3、水の使用料と水路の補修・清掃費として5、種子の所有者に5、役畜の持ち主に2、肥料の持ち主に2、小作農民はわずかに3（彼が労働以外に農業生産の他の要素を持ち合わせていない場合）<sup>(26)</sup>が分け前となる。」

つまり、地主と農民の分益比率はそれぞれの要素分担に対応し、分担した要素の評価値の合計で決まるということである。しかし、諸表（表3-6～3-10）からわかるように、地方によってかなりの違いがみられ、これは必ずしも原則となっていないし個々の生産要素の評価値も明確化されているわけではない。ただ、水に関していえば、評価値は灌漑用水を取得する費用の大きさと関係がある。ヤズド地方にはガナートが深くかつ長い<sup>(27)</sup>ため建設や維持の費用が非常に大きいところがあるが、ここでは水の分担に対する取分は5分の1よりも大きくなる。イスファハン地方の事例でみると、地主が土地と水を分担し他の要素をすべて農民が負担する場合、ガナートが深くかつ長い<sup>(27)</sup>ため水の費用が高いところでは、冬作、夏作を問わず地主と農民が生産物を折半で分けたが、水が川や泉、費用のあまりかからないガナートから得ているところでは農民が3分の2

表3-11 イスファハン地方における要素分担と分益比  
（主要都市の年間降水量200mm）

灌漑農業	水費用の高い所	水費用が安い所
地主（土地、水）	1/2	1/3
農民（雄牛、種、労働、厩肥）	1/2	2/3
非灌漑農業		
地主（土地）		1/5
農民（雄牛、種、労働、厩肥）		4/5

（出所） M. Atai op. cit., Table 20

を手にした。また、同地方の乾地農業では農民が土地以外の生産要素をすべて負担して5分の4<sup>(28)</sup>を得ていた。

一般には、ガナート灌漑地は河川灌漑地よりも水の評価は高い。これはその建設と維持のコストが河川利用の場合よりも高く、水の供給者は高い取分を請求できると考えられているからである。

以上は降水量が少なく灌漑が農業の不可欠の条件となる地方の事例だが、降水量が比較的多い地方では水の評価値は相対的に小さく、評価値は灌漑用水の限界生産性の高いところほど高いとあってよい。降水量が450mmのホーラマバード地方の事例でみると、地主は、土地と水を分担して生産物の3分の1しか手にしていない。この地方の乾地農業では、地主が土地のみを負担して4分の1を手に入れているから、水の評価は全体の12分の1に過ぎないことになる。一般に灌漑農業では、降水量が少いところ程水の価値が高く、地主の取分は大きくなる。つまり、地主が分担する要素の価値が高く、地主の請求権は大きく、経営に対する主体となり得るとあってよい。

また、労働力では単位面積当たりの投下労働量が多く労働集約度の高い農業ほど評価値は高く、分益における農民の取分が大きい。綿花、砂糖だいこん、豆類などの夏作は、一般に小麦や大麦と比べて農民の取分比が高いがこれは夏作において除草などの栽培管理に多くの労働を要することによる。また、種子の負担は麦類と比べて重要ではなく逆に肥料の重要度が高い。小麦や大麦の場合、土地生産性が低く収量の対播種量比が小さいところほど種の評価値は高

表 3-12 ホーラマバード地方における要素分担と分益比  
(主要都市の年間降水量 450mm)

灌漑農業	
地主 (土地, 水)	1/3
農民 (雄牛, 種, 労働, 厩肥)	2/3
非灌漑農業	
地主 (土地)	1/4
農民 (雄牛, 種, 労働, 厩肥)	3/4

(出所) M. Atai op. cit., Table 21

く、種の相対コストが低ければ種の提供者の取分は低くなる。したがって、夏作では労働と肥料の分担者が相対的に多くの取分を得ることができる。たとえばテヘランの近郊では、綿花生産の場合、地主が肥料を提供すれば、収穫は折半され、農民が提供すれば、農民が $2/3$ を手にした<sup>(29)</sup>。マルヴダシト地方のポレノウ村の場合には、砂糖だいこんが夏作として栽培されていたが、地主・農民間の分益比は地主が肥料を提供して $1/2$ を手にした。ちなみに、小麦では土地、水、種、役畜を提供して $2/3$ に取分をもっていた。

分益は生産物の地主と農民の分配であるため麦の場合にはワラもその対象となることが多かった。乾燥地のオアシスや半乾燥地では農業は農耕と牧畜が複合した経営を特徴とし村では多くの家畜が飼養されていた。通常は地主と農民の双方が羊・ヤギ・牛の家畜を所有し、一般に地主は牧童を雇って放牧を行い、農民はそれぞれの家畜をまとめて共同で放牧した。この場合、地主所有地の麦の刈跡地は農民に開放された。脱穀場で分けるのは晩秋から春にかけての舎飼いの時期の飼料であり、ポレノウ村の場合、地主と農民の間で小麦と同様に2対1で分けられた。ちなみに脱穀の際に脱穀場に残ったワラの量は、790 kg/haであった。

以上、分益比を分担要素の評価に対応するものとして説明してきた。しかし、実際には評価値は地方的な慣行によると考えた方がむしろ適切である。ガナート灌漑によるケルマン州のある地方の場合、農民は労働力と役畜を提供しながら綿花生産で収穫の $1/5$ しか手にしていない。またイスファハン州のある地方では農民が自らの労働の他に役畜と種を負担して生産物の $1/3$ しか手にしなかった。つまり、分担する生産要素の評価値が分益比に反映せず、収穫は地主に有利に配分されている。諸要素の評価値と分益率は地方ごとに慣行があると考えられているが、実際には強い請求権をもつ地主の裁量権が大きく、地主は本来の取分以上に農民取分に食い込んで生産物を手に入れることが多かったのである。分益作業の現場での観察を続く第三節で仔細に記すことになるが、契約と実態との間にはかなりの乖離があった。こうした事例は地主経営の展開した灌漑農業地帯で顕著だが、ここでは農民が雇農化し農民の権利が脆弱化して

いたことと関係がある。灌漑農業では、土地に加えて農業生産に不可欠な主要素たる水や経営資本を地主が分担し、地主自体が強い権限と農民への請求権をもっていた。一方、非灌漑農業では地主は単に土地の所有者である場合が多く、村の農民は相対的に自立的であった。つまり、地主と農民の関係には地主の主要素の分担率の違いが関係し、灌漑農業では水が地主に帰属したことが地主の請求権を強くしたとあってよい。しかも土地生産性でみると、灌漑農業は非灌漑農業よりもはるかに高く、地主はこの高い収益性によって経営にも積極的に関わったのである。

#### 4. 地主と農民の関係

このように、地主と農民による農業生産の主要素の分担構成には地域性があり、灌漑農業と非灌漑農業とできわだった違いがみられた。非灌漑農業では地主は土地のみを分担し土地を除く他の要素が農民によって分担されていたのに対して、灌漑農業では地主は水と種、さらに雄牛をも実質的に負担している場合が多い。この分担の関係は地主と農民の関係にも影響した。非灌漑農業では農民は農業経営の主体たり得たが、地主が多くを分担する灌漑農業では地主は経営に関わり、農民の分担が自らの労働力のみの場合、また雄牛を分担してもこれが地主によって提供されているような場合、地主は実質的な経営者であって村はその実質的な「農場」であったとあってよい。したがって、農民は耕作権をもつ小作農ではなく地主の「農場」で働く契約労働者といった方が実態に近い。次に、この農民の権利についてみてみよう。

地主と農民の関係において農民の権利はナサク (nasaq)、この権利をもつ農民はナサクダール (nasaqdar) と呼ばれた。Hooglund は、このナサクを分益制のもとでの耕作権でありまた灌漑用水の用益権を含むものと規定し、またアーミードは、地主から土地を得て耕作権をもつ農民がナサクダールであるとい<sup>(30)</sup>ている。しかし、地主と農民の関係には地方性がみられたのであり、ナサクもその中身は地方によって大きく異なった。小農経営が成立していた地方では彼らが言うように耕作権とい<sup>(31)</sup>ってよいだろう。しかし地主経営的なオアシスの農

業地帯では耕作権ではなく、地主の「農場」で働く労働の権利というのがより適切である。農民は数人で組を編成して圃場に分散した地片を共同で耕作したが、この耕地はあくまで「農場」の耕地であり、個々の農民が農作業に従事する耕作地は固定せず農民の権利は土地と結びついたものではなかった。このため、農民もまた村にしばられていた訳ではなかった。農民の流動性は非常に高く、ポレノウ村では1940年代に14戸の農家があったがこの内70年代初めまで残っていたのはわずかに4戸に過ぎない。この間、村を2回替えたポレノウ村の農民の話によると「ここへ行け、こっちへ来いと地主に言われれば移っていった」のであり、遊牧民や半定住民のリクルートで形成されたこの村の場合、その性格は文字通り「飯場」的であった。

地主と農民の間のナサク契約は文書化されることもあったが通常は口頭であった。契約では農民の労働の内容、生産要素の分担と分益比などが示されるが、契約が年ごとであったために農民の権利は非常に不安定であった。ケルマン市の近郊の村の例でみると、地主が労働力以外の生産手段をすべて分担したため、分益農民は土地なし労働者となんら変わるところがなかった。この安定性の欠如は、ケルマン地方では失業率が非常に高いためにとりわけ深刻であり、「耕した土地を自らの手で収穫できる保証はまったくない」という状態であったといわれている<sup>(32)</sup>。もっとも、農業生産が比較的安定した農業地帯では、理由もなく契約が地主によって一方的に破棄されることは通常はなく、権利は子供の内の一人に引き継がれ、契約が解消されるときには慣行として何らかの補償がなされたともいわれている<sup>(33)</sup>。しかし、相続も農民に保証された権利というよりは地主が農民との関係を維持することで農業経営を安定させなければならないという地主側の動機にもとづくといった方がより正確である。地主の多くは都市に居住し差配を介して村社会と関係したのであり、また本来村落共同体の耕作のシステムを踏襲し農民を組織して経営をおこなったから、村の共同関係を崩してまで恣意的な行動をとることは地主にとってプラスとはならなかった。地主は村長を指名して村社会を管理し、農民を組織して農民の農耕技術と農地の伝統的な利用方式にもとづいて経営を行ったから、地主にとっても

ある程度のナサクの安定は好ましいものであったといえよう。つまり、農民の権利が保証されているようにみえたのは、地主が経営を村落社会の秩序に多く依存していたためであり恣意的な行動は利益につながらなかったからにはほかならない。村が「農場」化していたことから農民の権利は本質的にはきわめて脆弱なものだったのである。

ではナサク契約はどのような内容をもっていたか、マルヴダシト地方の事例から列挙してみよう。

- (1) 圃場における農作業。農民は差配の指示に従い共同労働の組織を作り伝統的な耕作方式で必要な農作業を行った。第一章で述べた農事暦と農地利用のシステムは地主経営においてもまったく同じであった。
- (2) 地主直営地での労働力の提供。地主の多くは果樹園（バーグ）をもつことが多い。ここには通常は専属の契約労働者がいるが、ナサクをもつ農民がこの土地での労働を負担することもある。
- (3) 水利施設の維持、道路普請などの土木作業への労働力の提供。
- (4) 脱穀場での分益における地主取分の穀物また夏作物の倉庫への運搬。

水利施設の維持などの土木作業は本来水利権の主体である地主の義務である。河川灌漑では分水路の保全のための土砂の除去を要するしガナートも地下水路の保全が必要とされる。しかし、多くの場合この作業はナサクをもつ農民の無償の労働で行われた。果樹園の労働や収穫物の運搬も同様である。この無償の労働はビーガーリーと呼ばれたが、ラムトンはこれを人身隷属による賦役で経済外的な強制によるものとした。本来、下賜地保有者また土地所有者が国王のために果たす奉仕とみなされており、実際には土地を耕作するものがこの義務を果たしたが、近代的な土地所有権が確立し国家体制が近代化した過程でこの国王への奉仕は消滅し農民の地主への義務だけが残ったと理解した。<sup>(34)</sup> また、大野はホラーサン地方の村の調査から次のように述べている。「このデヘ(村)では、灌漑施設としての深井戸もガナートもマーレキ(地主)が1人で所有し、また用水をめぐる一切の権利がマーレキによって握られており、このことはマーレキがライヤト(ナサクをもつ農民)を支配する重要な条件の1つと

なっている。ところで、当然のことながら、マーレキがこれらの施設の維持に関して自ら負担しなければならないことになるが、実際には、住民たちはこれらの施設の維持が公共の仕事であるように思いこまされているふしがある……このような労働はデへの道路や建物の建造、修理についても同様に行われている〔カッコ内は筆者<sup>(35)</sup>〕。さらに、かつての労働地代が公共の作業という形で残されているのかも知れないとも述べている。

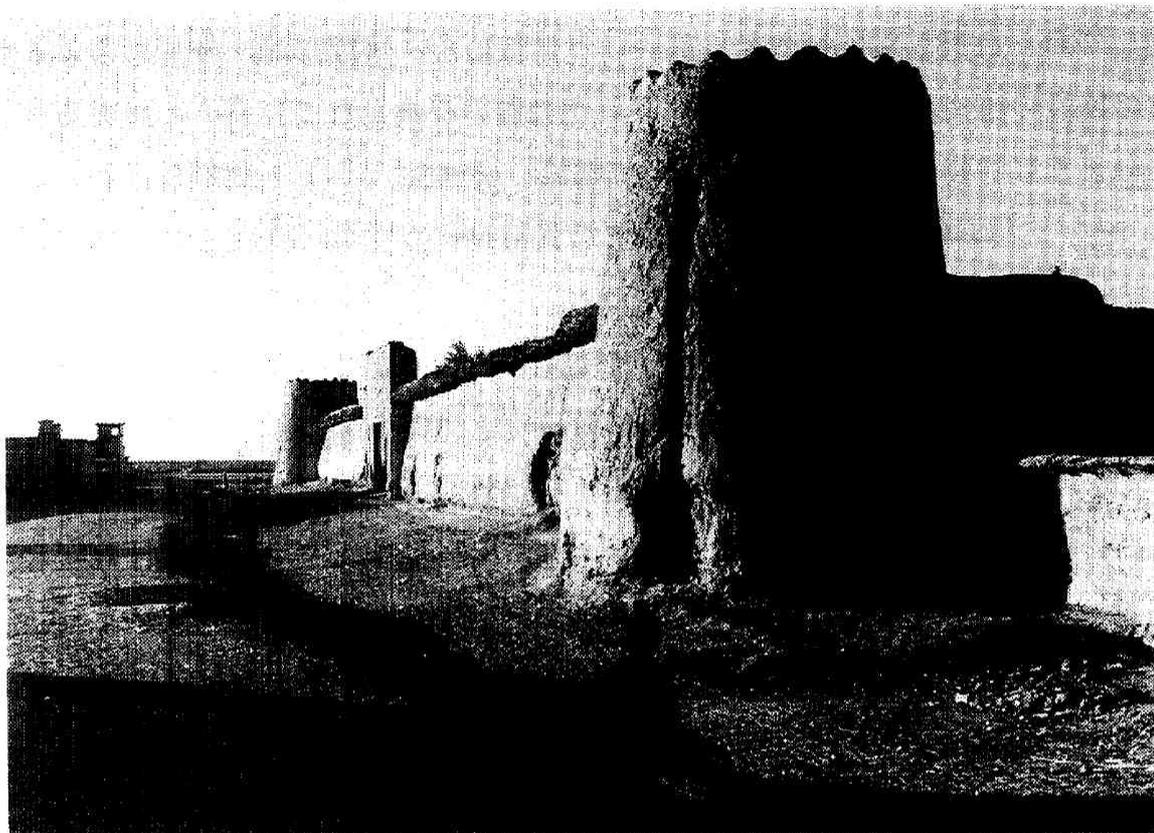
いずれにせよ、このピーガリーを実現することができたのは地主の強い権限により、ポレノウ村では灌漑施設の維持などに限らず、地主が欲するあらゆる労働に農民が駆り出され、女性もまた徴用された。農民は小麦の地主取分をその倉庫まで、砂糖だいこんは 20km も離れた砂糖工場まで運ばなければならなかった。またこうした賦役のごとき労働だけでなく物の調達も求められた。たとえば、正月には農民はそれぞれ 20 個の卵を持参するように地主に命ぜられたのである。

### 三 地主経営「農場」の経営組織

#### 1. 地主経営の「農場」の形成

イラン南部のオアシスには 20 世紀の半ばまで高い土塀で囲まれこの中に農民家族の家が密集しているガルエと呼ばれる集落が多くみられた。集落には出口が一つあり、夜になると扉で閉ざされ外部と遮断される。この中には地主の倉庫兼事務所があり、地主の差配がここを拠点に農民社会の監視と農民への指示を行った。ヘイラーバード村の場合、このガルエは 20 世紀初頭に地主によって作られ、農民は半ば強制的にここに移住させられた<sup>(36)</sup>。マルヴダシト地方には水利開発によって開かれ農民をリクルートして設立された新村が多い。ポレノウ村とヘイラーバード村はいずれも 20 世紀初めに遊牧民や半定住の半農半遊牧の集団がリクルートされて定住し形成された村である。これらは商業的農業の展開過程で農業への投資が進む 19 世紀後半以降に再建されたものであり、当初より地主経営の「農場」としての性格をもっていた。大野はこうした村を地主の労働力調達の「飯場」と表現しているが、地主にとっての村は「農場」

図3-2 ヘイラーバード村のガルエ



(注) 1930年頃、地主が建設して農民を住ませた。ほぼ正方形をなし、この中に農民家族の家が密集していた。農地改革後、新しい集落プランの下で、このガルエの外側に住宅が建設された。

における労働組織編成のための労働力のプールともいえるべきものであったといつてよい。

しかし、マルヴダシト地方にはこうした新村とは別に古い歴史をもつ村も多い。コル川下流域の村は集落構造からもその歴史が窺えるが、これらの村でも地主は村の所有者として行動し、強い権限をもって農民を組織していた。農民は伝統的な農耕方式のもとで共同労働の組織を編成して農業生産に当たったが農業経営の主体ではなく、やはり地主の「農場」に対する労働力供給の場としての性格をもっていた。つまり、前者は地主が作った村、後者は村落共同体の上から地主が覆いかぶさる形で所有した村というその歴史に違いがみられるものの、20世紀半ばにおいてはいずれも地主経営の「農場」と化していた点で大きな違いはなかったのである。この過程で、農民は村の農地にもつ耕作権を剥

奪われ限りなく労働者に近い存在となっていた。

こうした村が地主経営の「農場」として形成され村がいわば「飯場化」したのは、すでに述べたように、地主の権限が強かったからである。地主は単なる土地の所有者ではなく「村の所有者」として村経営に関った。地主の強い権限に関していえば、一つには、先にみたように地主が土地だけでなく農業生産にとって絶対的な手段である灌漑用水に対する権利を独占していたことにある。イランでは灌漑用水は土地に付属した属地的なものではなく私的に所有される属人的なものとしてある。河川や泉の水はイスラム法によれば神に帰属するものであるが、世俗法では国家に税を支払う代わりに水利権を保有することが認められている。しかし、20世紀に入り近代的な所有権が設定され土地の登記が進められる過程で、水利権もまた地主に帰属することが明確化された。地主は土地の所有者であるが同時に水の所有者でもあり、この生産手段の独占によって農民に対して強い請求権を保証されたといつてよい。

また一つは、20世紀の前半期の王政がこれを暴力的に支えたことである。農業余剰がイランの原蓄期の財政的基盤をなし、国家が地主を媒介にして農業余剰を収奪すべく警察権力が背後でこれを支えたことで農民の地位は低下し、村における地主の権限は著しく大きくなった。地主層は政治と行政の中枢を構成し、また地主制は村落域の管理の制度としても機能して行政はその末端で地主と結びついていたから、警察権力は地主の判断と依頼によって村に現れる地主の暴力装置として機能した。この国家的な強制関係を背景に地主は強い権限を行使できた。この関係は王権と地主の同盟関係が崩れる60年代の農地改革まで続いた。

さらに人口圧もつけ加えることができる。20世紀前半期に農村人口はほぼ2倍に増加したが、この過程で村にナサクをもたない非農民が増加し、ナサクをめぐる競争が激化して権利の脆弱化が進行したと考えられる。1960年のサンプル調査にもとづく推計では、農村の戸数が322万、そのうちほぼ60%に当たる193万がナサク保有の農家、40%に当たる128万が非保有の非農家であり、後者の割合がかなり高かった。<sup>(37)</sup> また、テヘラン大学によるホラーサン地方におけ

表3-13 ホラーサン地方の村におけるナサクの保有家族数

	ナサク保有家族	非保有家族
アリアーバード村 (ボジヌルド地方)	90	45
ドヘサラン村 (フェルドース地方)	60	20
ショウカットアーバード村 (ビルジャンド地方)	24	56
ゼイダンルー村 (グチャン地方)	136	30
ファラッキ村 (カーシマール地方)	72	168

(出所) "A Study of the Rural Economic Problems of Khorasan and the Central Ostan",  
*Tahqiqāte-eqtēsādī*, 6-15, 16, University of Tehran, 1969, pp. 152-232

る1964年の調査事例を示したのが上表であり、ナサクをもたない家族の割合は高く人口圧力がかなり高かったことがわかる。

このナサクをもたない村民はホシネシーンと呼ばれた。しかしこのすべてが失業層であった訳ではない。村の店舗商人、絨緞職人、床屋、製粉業者、水番、畑番、共同風呂の管理人、聖職者、牧童、大工、鍛冶屋、農業労働者など村社会の分業の一端を担う社会層はすべて村のホシネシーン層として分類されている。この内、商業に携わるホシネシーンは、農村の流通や場合によっては金融に関わり、ナサク保有農民よりも豊かな者も少なくない。また、水番、畑番、床屋などはいわゆる村抱え層であり、農民のために便宜をはかる代わりに麦の収穫時に農民から一定の穀物を分け与えられた<sup>(38)</sup>。しかし、人口増に伴って増加したのは主として農村の雑業層また村における臨時の農業労働や出稼ぎ労働に従事する村の下層また失業層であり、これが人口圧力としてナサクの脆弱化を招く要因をなした。ファラッキ村の事例でみると、ホシネシーンの数はナサク保有農民の2倍以上を占めているが、失業層の多くは農業労働者として同地方や近隣の地方に出稼ぎに出ており、彼らはナサク権を取得しようと機会をうかがっていた。この村の状況は村長の次の話からも窺える。

「毎年、収穫時になると私たちは贈り物をもって地主を訪れ、翌年も地主の土地で働けるように願います。ガーウバンド(ボネと同義)のメンバーでない人たちは稼ぎの中から貯金をして、メンバーを入れ替える権限をもつ地主に贈り物をしてナサク権をもらうための競争に参加する。例えば、ゴルガン地方に出

稼ぎに行くある男の場合、家族は落穂ひろいをして暮らし、出稼ぎの稼ぎの多くをガーウバンドに席を得るための地主への贈り物に当てた。村のすべての土地は地主の所有物であり、地主はちょっとした気まぐれでガーウバンドのメンバーを放逐した。もし、私たちの一人が「おはようございます」の挨拶を忘れてたらかれは私たちを土地から放逐するだろう<sup>(39)</sup>。若干の誇張があるとはいえ、ナサク権を不安定なものにしている実態をリアルに表している。

主として以上の3つの理由で地主は強い権限をもち農民に対して請求権を強めることができたのだが、村の「農場」化が進んだ背景には地主が経営に関わろうとする積極的意思もまた必要であり、この契機となったのが農業の高い収益性である。農産物の商品化ということでは、19世紀後半にイランが世界経済に周辺として組み込まれ国外市場を獲得したことに始まるが、イランの近代化過程において国内市場が拡大した農業が国家的蓄積のための重要な部門として位置づけられて発展したことも大きい。この時代、都市上層による土地取得が進み商品作物生産を進めて経営に積極的に関わり、強い権限をもって村の「農場」化が進展したのである。この点に関しては第二部で詳しく述べることになる。

この過程で、村は地主経営の労働組織の場として地主を頂点とした垂直的關係に編成替えされ、農民社会の自立性はほとんど失われ、農民は地主経営の「農場」で雇われる不安定な雇農というべき存在となった。これは多くの調査事例からも知ることができる。例えば、テヘランに近い灌漑農業の村であるターレブアーバード村では、農民は「生産手段も提供していないのみか、作物選択の自由も、また労働そのものにも自主性がなく、完全な農業労働者といわねばならない」存在となっており<sup>(40)</sup>、マルヴダシト地方も農民は地縁的な社会組織からなる集落に居住したが、同様の様相を示していた。

こうした村に依拠した「農場」はマルヴダシト地方のようなオアシス農業地帯では一般的であり、生産力の高い比較的規模の大きな灌漑農業地帯を特徴づけるものであった。ホラーサン地方、テヘラン地方、イスファハン地方などイランの中央に位置する大沙漠をドーナツ状に囲むオアシス農業地帯では、灌

概によって比較的高い生産力が保証されたため、余剰の獲得を目的に夏作、綿花、砂糖だいこんなどの商品化による商業的農業が早期に展開し、商人や都市住民が投資する「農場」が発展していた。

## 2. 「農場」における所有と経営

では、地主経営の「農場」は所有と経営にどのような特徴をもっていたか。第一節でみたように、イランの地主的所有の村では村が所有の単位をなしていることが多かった。もちろん、小農の成立していた地方では分割地の所有もみられた。しかし、農地利用に共同関係が強いオアシスの大規模な農業地帯や乾地農業地帯では、地主が単独で村を所有する場合はもとより複数の地主によって所有される場合も、持分で共有し村が所有の単位であることが多かった。これは、すでに述べたように、耕地制度に村落共同体の共同耕作のシステムが引き継がれ、このシステムが崩れている場合でも村は共同利用の経営のまとまりある単位をなしていたことに理由がある。つまり、小農による分割地経営が一般的でなかったということである。「農場」における耕地利用のシステムは伝統的な耕地制度を踏襲し、マルヴダシト地方の農地利用にみられた複雑な共同関係と耕地制度はそのまま地主制の時代の「農場」の制度であった。

地主が単独で村を所有する場合には地主は同時に経営の主体でもある。しかし、ムシャーの形態で複数の地主によって所有された村の場合、経営の単位は一つであったから複数の地主がすべて経営者となることはできない。このため所有と経営の分離が不可避となる。これを先のポレノウ村の場合でみると、村の土地は3家族からなる多数の個人によって持分で共有されていた。しかし、この地主について農民は全く面識がない。地主自身が村を訪れることもない。農民が「地主」として直接関係しているのは、地主の3家族の一つであるアブドルラーヒー家の家長であるムスタファー＝アブドルラーヒーである。しかし、すでに5人の子供に所有権を譲渡していたから村の土地に権利をもっていない。つまり、複数の地主の代理人として村の経営の当たっていた。彼自身は州都であるシーラーズ市に居住し、村へは時々訪れるだけで、村に差配（ナマー

ヤンデ)を配して経営上の指示を行っていた。この村では分益による地主取分は小麦が2/3、夏作が1/2であったが、この地主取分のうち、経費と代理人の受取分を控除した分が地主の持分比に割って複数の地主に納められた。この村の場合、経営には一人代理人が当たったのである。マルヴダシト地方ではこの地主の代理人はモスタージェル(mustajir)と呼ばれ<sup>(41)</sup>、代理人が農民に対し村の支配者としてあたかも地主のように権限を行使した。

地主が単独で村を所有する場合、地主は代理人を置かずに自ら経営に当たることもあるし代理人をもって経営に当たらせることもある。A. ラムトンはこの地主について、「首都または州都に住んでおり、自分の所有地であっても僻地の場合には、ことによると足を踏み入れることもない。居住地に近い所へは、収穫期に取分を集めるために訪れ、再び町へ戻っていく。さもなければ、たんに代理人を派遣して徴収している<sup>(42)</sup>」と述べている。乾地農業地帯では、地主は経営には関わらない単なる土地所有者である場合が一般的であり、収穫に対する地主取分は地方による慣行がみられたから、地主は収穫の時だけ村に赴けばよかった。しかし、オアシスなど平坦地の灌漑農業地帯では、村は地主経営の「農場」としての性格をもったため、地主は村に直接出向かないまでも代理人に経営を委ねるか差配を配置して農業生産を監督し指示を与える必要があり、地主と農民の間には一般に次のような人々が介在した。

#### 地主— (代理人) — 差配— 村の農民

ここで重要な存在となるのが差配である。地主またその代理人の多くは都市に居住し村を訪れることは少なかったから、村の農民が日常的に接するのは差配である。この差配はマルヴダシト地方ではナマヤンデ(namayandeh)、テヘラン郊外のターレババードではモバーシェル(mubashir)と呼ばれたが、不在の地主や代理人にとっては信頼できる人物がこれに当たった。農民を監督し指示する役回りにあり、地主に指名された村長(キャドホダー=kadhuda)がこれに当たることが多い。村長とはいいいながら村の農民の側に立った村の代表者ではなく地主の側に立つ差配であったことから地主の利益の番人としての性格をもっていた<sup>(43)</sup>。

また、地主が経営に関心をもたず借地経営者に土地と水利権を貸与する場合もあったと言われている。ラムトンは次のように述べている。「地主と農民との間に借地人が介在している場合もよくみられる。地主は土地管理と取分徴収の煩わしさから逃れるため、所有地を賃貸しているのである。……地主の差配ならびに近隣の村落に住んでいる小土地所有者が借地人になっている場合もある。しかしながら、このように借地人が地元の住人である場合よりも、商人や請負人が経済的利益を得るために借地している場合がはるかに多い<sup>(44)</sup>」。村の農民との間に定期借地の経営者が介在し所有と経営が分離していることでこれは代理人とは異なる。もっとも借地経営者と地主の代理人の間に大きな差違がみられる訳ではない。地主との関係でいえば、地主が支払う管理費用か、地主に支払われる借地料かについてはその内実が重要となる。例えばワクフでは代理人は収穫における地主取分の10%を報酬として得たとされるが、これは諸費用を地主負担とした場合の計算であり、代理人が負担する計算では代理人の取分はこれにコストが加えられるのである<sup>(45)</sup>。ポレノウ村のアブドッラヒーについても複数の地主の代理人なのか借地人なのかを明確に規定することはできない。ただ、村の農民に対しては地主のように振る舞ったという事実はあるが、地主が単なる土地の所有者ではなく主要な生産手段である水をも独占していたことからすれば、経営者というほどには地主から独立してはいなかったとってよい。

### 3. 村落共同体と「農場」の組織

地主は村の経営者であり村を「農場」化していたが、農民を労働力としてどのように編成したのだろうか。「飯場」化したとはいえ村が地縁的な共同社会であったことには変わりはなく、村には村長や村役がおり、集落はコミュニティーとして秩序が維持されていた。しかしながら、すでに自治的な村落ではなく、秩序は地主主導で維持され管理されていたのであり、村落共同体はすでに過去のものであったとってよい。地主制の下で村長はその役割を変え、農民の組織は共同体的性格を失っていたのであり、この点に関しては前近代の村

落共同体と比較することで「農場」の構造がより明確になる。

地主制の成立以前にはイランの村落は共同体的社会であったとよい。サファビー朝の時代の村落は、耕地を共有する同等の権利をもつ農民で構成され、開放耕地制の下で、農民は2頭の雄牛で耕作できる農地に耕作権をもつことが確立された原理になっていた。強い耕地規制と耕作規制の共同体的秩序のもとで成員間の平等性が維持されていたのである。村落社会の組織では、農民の合意によって選ばれた村長を中心に村落秩序が維持され、村長を補佐する村役として長老（リーシュセフィード）がおかれ、さらにモスクの聖職者、畑の作物、家畜、村の土地全体の監視をする畑番（ダシトバーン）、灌漑の番水を管理し村間の調整を行う水番（ミルアーブ）が村社会の慣行を維持する機能を果たすものとして存在していた。<sup>(46)</sup>

また19世紀の村落については、アブラハミアンが次のように記述している。「クルド、ルール、バルチシタンの村の中には遊牧民から定住して形成され遊牧の生活様式を放棄したが部族的な組織形態を留めるものがあつた。しかしそれ以外は、キャドホダーを中心に自治的な組織形態をもつ農民社会であつた。村のキャドホダーは村のコミュニティーによって選ばれ、遊牧民のキャドホダーと類似の機能をもっている。大きな村では、彼はしばしばリーシュセフィードや村役人—キャドホダーの決定を指示するペイカール、ムッラー（聖職者）、村の畑・作物・家畜に責任をもつダシトバーン、ガナートの地下水路を維持するミルアーブ—によって補佐された」<sup>(47)</sup>。

ここには自治的な村落社会が描かれている。上級所有権をもつ国または地方の領主の権限が村落秩序に抵触することは少なかったようであり、この点については19世紀の農村について記述した次の文章からもうかがえる。「もし（村の住民の）大多数が村長を罷免することを決定すると、私も王子もまた王自身さえもこれを妨げることはできない。ことは村人の間で調整され、会合を開いて話し合われる。多数が賛成すれば、権力は彼らの希望に対して抵抗できない。もし抵抗すれば人々はいかに彼らの権利を主張して税を払わないだろう」<sup>(48)</sup>。これは役人による厳しい税の取り立てがありその結果しばしば村民が逃散したという

事実と矛盾している。しかし、中央権力の官僚機構によって徴税の単位とされまた地方の領主的支配の下にあったとしても、村が自治的機能を持ち共同体としての組織と農業制度を維持していたと考えて間違いはないだろう。

では20世紀半ばの地主経営の村ではどうであったか。まず村長職をみると、村落共同体のそれと大きく違っていた。村は地縁社会としてまとまりをもっていたが、自治は行政的にも地主との関係においても成り立っていなかった。制度としての村長は存在したが、地主の村支配と地主経営の補助者、農民を労働組織に編成し監督する地主の差配に変質していた。大野は実態調査から「マーレキ（地主）はデヘ（村）から離れて、おもに都市に住みながらデヘを支配するために、デヘの中に1つの要にあたる機能を果たすものを置く必要がある。この役割を果たさせられているのが、デヘの農民の中からマーレキによって選ばれたキャドホダー（村長）である」と述べている<sup>(49)</sup>。村長は農民の合意ではなく地主の指名によって選ばれ、地主と村社会の間に位置して地主の村支配の要をなし、しばしば農民に向き合う強圧者であった。1935年には「村長に関する法律」が施行された。これは村長を村の所有者である地主の推薦により地方の行政組織が任命するというものであり、政府が地主に委ねる法律および条例の施行義務を村長に負わせることで農村に対する政府の管理を強めることに目的があった<sup>(50)</sup>。また同時に村長を地主の村支配の核とし地主の差配として村の管理を強めることをも意図していたと考えられる。つまり、村における代表者は村落社会を代表する本来の村長ではなく、村を経営しこの目的から村の秩序の維持をはかる地主であり、直接的にはこの差配としての村長であった。

この職務によって村長は報酬を受ける特権が賦与されていた。マルヴダント地方の場合、村長は生産物のうち一定の割合（100分の1、または50分の1）が与えられたが、これは農民にではなく地主によって保証された権利であった。他に報酬として現金を毎月また年俸で地主から受け取り、村の耕地の中に自らの直営地をもつところもある。例えば、中央州ザンジャン地方のニクパイ村の場合、ナサク保有者が権利をもつ249ヘクタールの小麦、大麦、綿などの耕地の他に河川沿いに米作の耕地があり、ここでは村社会における地主の代理人たる

農民が特権的に耕作権を与えられていた。<sup>(51)</sup>また、ポレノウ村の場合、村長ゴルバニーは収穫の20分の1を受け取り、地主経営地に5ガウ、つまり農民5人分の耕地に権利をもち、4人のバルゼギヤル(分益労働者)がここで働いていた。また、差配としての権限によって農家の女子を徴用した。

ポレノウ村における収穫された小麦の取分

地主	63.5 マン
農民	31.5 マン
村長(差配)	5 マン

地主側に立つ存在であることは他の村役も同様である。農地改革以前にポレノウ村には村長(キャドホダー)以外に次の村役が存在した。

モバーシェル

リーシェセフィード

ダシトバーン

いずれも村の住人である。リーシェセフィードは長老という意味から自治的な村落共同体が存在していた時代には村長を補佐し村の社会と農業生産における秩序を維持する役割をもつ役職であった。しかし、地主経営の「農場」においては地主によって編成される農業労働の組織の長として農作業と灌漑を調整する役職に性格を替えていた。先に述べたように、ポレノウ村の「農場」では、4人の農民が組を作って共同で農作業を行ったが、この組が3つ集まって1つのグループが編成されていた。農地改革直前には地主の雇農である農民が36人いたが、これが12人ずつ3つのグループに分かれ、個々のグループがさらに4人ずつの3組で構成されていたのである。このグループの長がリーシェセフィードであり、この最も重要な任務はグループ間および組間の調整にあった。農地の利用に際して「農場」の耕地をグループ間で割る作業に立ち会って調整し、さらにグループの割当地を組に割る上での調整、また灌漑は番水制がとられたがこの順序を決める輪番の調整もその任務であった。この役職は、第二章で詳しく述べたようにリーシェセフィードという名前は消えたものの農地改革後の村においても存続した。ただ、地主制の時代にはこの役職が地主の指

名により地主経営のシステムの中で位置づけられていた点で農地改革後と違っていた。

他の2つの役職は村のホシネシーン（土地無し層）によって担われた。いずれも、地主と農民の相互不信の関係から地主によって置かれた役職である。このうち、モバーシェルは「農場」の作業を行う労働者としての側面をもっていたが、同時に農民の農作業並びに生活を地主またその代理人に代わって監視し指示する役割を義務づけられていた。農民ではなく地主経営者の側に身をおき、収穫の分益の作業においてはこれに立ち会い、地主取分が不足なく地主経営者に渡るように監視をした。ダシトバーン（畑番）もモバーシェル同様に地主と農民の不信の関係にもとづく役職である。差配の下働きでありまた文字通りの「農場」の監視人でもあり、農民などから畑での盗難を防止することを仕事とした。とくに収穫期の盗難防止は重要であった。脱穀場に麦の山がいくつも作られ、この山はその真ん中に小さな棒が立てられ、数か所にモフルと呼ばれる「印」を押して封印された。触れればこれが崩れるように工夫されていたのであり、ダシトバーンはこれを徹夜で監視した。また、地主の取分に対しては農民を指揮して倉庫に入れて管理する義務をももっていた。

このように、村役は村の共同体的な横の組織によって必要とされたのではなく、地主と農民の垂直的な関係において置かれたものであった。リーシェセフィードは「農場」の農業労働組織の運営上の役職であり、農民の共同関係の要の一つをなしていたため農地改革後もその実体は残ることになるが、モバーシェルとダシトバーンの役職は相互不信にもとづいて置かれたものであったことから、地主が村から退去した後には消滅することとなった。

#### 4. 「農場」における農業労働の組織

オアシス農業地帯における地主制下の農民は地主から土地を借りて経営を行う借地農や小作農ではなく地主の「農場」に雇われた労働者に近い存在であり、地主経営者にとって村は「飯場」として必要時に調達できる労働力のプールであった。しかし、村は地縁的な共同社会であったため、地主はこの共同関係を

通して労働力を調達し組織し、最小限のコストで管理することもできた。また、伝統的な技術水準の下では農民的技術を経営に合理的に編成することができた。つまり、村長を差配として村社会から無駄なく労働力を調達編成するシステムがこの「農場」であったといてよい。そしてこの労働組織の軸をなしたのがボネである。

第二章で検討したように、ボネは一对の雄牛を共同で所有し耕作に当たるジョフトの伝統と灌漑農業における共同作業の必要性から生まれた共同耕作の制度である。農民はそれぞれ一頭の雄牛をもちこれをつないで基幹的作業に必要な犁などの農具を牽引し、伝統的な灌漑法である水盤法では灌漑の諸作業に農民の共同作業が必要とされた。したがって、ボネは伝統的技術の条件下で編成された合理的な共同耕作の制度であったが、「農場」では地主経営の労働組織に変質しその農民的な性格は失われていた。

ボネが地主によって編成された労働組織であることはテヘラン南部のターレババード村の事例から<sup>(52)</sup>もわかる。ボネの編成をみると、まず地主によって農民の中から灌漑と農耕の技術にたけた信頼がおける2人の農民が選出されボネの長に任じられる。次に、2人のボネ長の間でくじ引きによって自分の担当するボネの耕地が決められ、地主の承認を得て村民の中から5人の農民を選出する。このボネ長を含めた農民6人によってボネ組が編成され、ボネの耕地で共同で働くことになるが、契約の期間は一年であり翌年も指名されるかは不確定である。農業生産に必要な種子や肥料は地主によって提供され必要な農具もまた地主が提供したから、農民は生産手段を何らもつことがなく自らの労働力だけを提供した。そして、灌漑をはじめとする日々の農作業はモバーシェルと称する監督者によってボネ組の長に指示され農民はこれにしたがった。したがって農民は村のコミュニティーを構成する村落の住人であるが、地主の経営する「農場」に雇われる不安定な労働者とほとんど変わるところがない。このように地主が農民をボネ組に編成して「農場」を経営する方式はイランのオアシス灌漑農業地帯に広くみられたものであり、マルヴダシト地方もこうした地方の一つであった。

ボネは通常は雄牛をもつ農民によって編成された。ポレノウ村ではボネは農民4人で編成されたが、農民は各自1頭の雄牛をもち、雄牛をもつことがナサク権、つまり地主の「農場」で働く権利を得る条件であった。これは基幹的な農作業に雄牛が不可欠であり、都市に居住する地主が自ら雄牛を飼養し管理をすることが実質的に不可能であったため農民に雄牛が託されたことによる。農民は雄牛をもつことでナサク権を得たが雄牛を失った時にはこれを補充するなんらかの方法が講じられる必要があった。マルヴダシト地方の村では死亡などで雄牛を失った際には地主が購入代金を与え農民は毎年収穫時に分割で返済するのが一般的であった。

ポレノウ村では雄牛は地主が分担し農民はその飼養を請け負っていたに過ぎないが、雄牛が農民によって所有されている地方では、雄牛を失った農民は高利貸しなどからの借金によってこれを確保する必要がある。このため、農民間の階層分化が雄牛所有農と雄牛喪失農という形で起こることになる。農民層は複数の雄牛をもつ農民と雄牛をもたない農民とに分解し、この場合、ボネの編成において地主は農耕に不可欠な雄牛をもつ農民を選ぶことになり、雄牛をもたない農民はこの牛持ち農民の下でボネを構成することになる。一般にこの核となる複数の雄牛をもつ農民はガーウバンド (gavband), 雄牛をもたない農民はバルゼギアル (barzegar) と呼ばれた。ガーウバンドは地主によって「農場」化された村では地主の雇農であったが、乾地農業地帯に一般的な地主が寄生的な村では分益小作農に近い存在であったといえることができる。しかし、いずれの場合も必要な生産手段は地主とガーウバンドの両者の間で分担され、収穫は生産手段の分担に応じた相互の契約による割合で分益された。一方、ガーウバンドとバルゼギアルとの関係を見ると、通常は同じ村の住民であり、バルゼギアルはガーウバンドによって農民の中から選ばれ雇われてボネのメンバーとして編成された。また収穫に対する地主、ガーウバンド、バルゼギアルの間の分割は、まず地主とガーウバンドの間で分けられ、バルゼギアルはガーウバンドの取分の中から一定比率で分け与えられた。

この関係をいくつかの具体的な事例でみてみよう。南イランのママサニー地

方では、ジョフトに雄牛の所有者（ガーウバンド）と雄牛をもたない2人の農民が配置され、ジャハロムでは、ジョフトに配置されている農民数が2人で、各々一頭ずつ雄牛を所有している場合には農民の取り分は折半されるが、1人の農民が2頭の雄牛を所有し、2人の農民が彼の手助けをしている場合には、ガーウ・バフレ（牛の取り分）と呼ばれている雄牛の所有者の取り分は2分の1で、残りの半分を2人の農民が分けている。フェールス州のヒールでは、各ジョフトに5人の農民と一対の雄牛が配置されており、ガーウバンドが雄牛を所有し、収穫は地主とガーウバンドの間で折半され、さらにガーウバンドが受け取った分の半分が4人の農民間で均分された。<sup>(53)</sup> マルヴダント地方でもコル川の下流域の村ではガーウバンドがみられた。キャミジュン村の事例をみると、ガーウバンドは雄牛12頭、馬1頭、犁6をもち、バルゼギャル6人を雇ってボネを編成した。

通常ガーウバンドは村落の上層農でありボネ組の長である。農村調査の多くの事例でみられるボネは地主経営における労働組織であり、ボネの長は雄牛を所有することで地主によって指名され農耕に責任をもっている。そしてガーウバンドが雄牛を集中して所有する場合、その権限は相対的に大きかったといっ  
てよい。雄牛をもつものが地主経営において契約の対象となり、もたないものは除外されるということである。したがって、雄牛をもたない農民は地主の承認を必要とはするがガーウバンドによってリクルートされ、収穫に対してはガーウバンドの取分からその一部が定率で与えられる分益労働者というべき存在であった。

ラムトンによると、テヘラン近郊では、ガーウバンドは農民と地主もしくは農民と借地人との間に介在する存在であり、村の農民と契約を結び、4人の農民で構成されるボネを4ないし6を経営している。収穫物はまずガーウバンドと地主の間で分配され、次いでガーウバンドと複数のバルゼギャルとの間で分益された。<sup>(54)</sup> ここではガーウバンドは地主に雇用される労働者ではなく分益小作農という存在であった。

このように、ナサクをもつ農民が等しく雄牛を所有する、またガーウバンド

が雄牛を所有するいずれの場合も農民は共同耕作の組ボネに編成されていた。ボネの契機については前章で検討したように、伝統的な農業技術、とりわけ水盤法による灌漑方式が共同労働を要したことが挙げられる。しかしボネが地主による農民管理に有効であったこともまた見逃せない。一般には雄牛を複数もつ農民をボネの長として契約を結び、これに一定の自主性を保証することで管理コストを低く抑えることができたということである。農民の権利は永小作権とは異なり労働契約にもとづく不安定なものであったが、農民は村社会の地縁血縁の共同関係にあることから、これに依存し農民を組織することで地主は最小限の管理コストで経営を行うことができた。地主は農民を1対1で指示・監督する必要性がなく、差配を通して各ボネの長に個々の農作業の手順について指示を与えればよかった。大野はボネ制が地主制のもとで存在した理由として次の点をあげている。<sup>(55)</sup>

- a. 地主は農民と直接1対1の関係をもつ必要がなく、農民に対する支配と管理を組織的に行なうことができたこと。
- b. ボネ長を選ぶに当たり、地主は自分の意思に逆らわない人物を選ぶため、農民支配が容易となったこと。
- c. ボネの構成員は連帯責任をとるように仕組まれているために、農民は相互に牽制しあい、地主の農民統制に都合が良かったこと。
- d. 農民間の階級分化が阻止できること。

地主経営が村組織への依拠を前提としていたから、伝統的な技術水準の下で経営コストを最小限に抑えながら労働を組織することができたということである。したがって、ボネ制は本来的には灌漑農業において農業技術の点から生まれた共同体的制度であったが、地主制の下では共同体的な性格は失われ、経営管理の側面から編成しなおされた「農場」のシステムとみることができるのである。

この点では割替も同じである。マルヴダシト地方の事例でみたように20世紀半ばの地主経営の「農場」においても割替が制度となり、これはオアシス灌漑農業地帯ではかなり一般化していた。ボネ間で毎年また定期的に利用耕地を

移動する制度は、部族的な共同体の村では共同体の構成員間の耕地の再配分を目的に、また近代以前の村落共同体においては耕作権をもつ農民の均等性をはかる目的をもって慣行となっていた。しかし、地主制の下では制度自体は個別の地片に対して私的な所有権が生まれにくいという効果がある点では共通するものの目的はまったく違っていたといつてよい。つまり、農民の土地への権利が強まるのを避け、地主の権限を強める目的をもって実施され、割替は地主が経営者としての性格を強め、農民が永小作権を失い雇農化すればするほどますます広く行なわれるようになったといわれている。<sup>(56)</sup> 農民が利用耕地を定期的に移動することは耕地と農民の結びつきを弱め、農民の土地に対する権利を脆弱化するのに有効であり、割替は地主が農民を収奪するための強力な武器ともなっていた。

要するに、ボネも割替も本来的には村落共同体の制度であり、性格を変えて地主経営に引き継がれたのである。機能は似ていてもその意図するところは大きな違いがあり、村落共同体では農民の共同性にもとづくいていたのに対して地主制の下では地主の合理的な労働力編成のシステムともいべきものであった。都市に居住する地主にとって、村の社会組織に依拠し伝統的な農業組織を地主経営に取り込むことは労働の管理の面でも都合が良かったといつてよい。

#### 四 農業近代化と地主経営「農場」の変容

##### 1. トラクター導入による変化

以上、マルヴダント地方を中心に地主経営「農場」の実態を示した。ここでの農民はすでに耕作権を失い自らの労働力を提供する雇農であり、村は「農場」のための労働力のプールとして「飯場」化していた。しかし、地主経営は農民的な技術と村の組織に依存して成り立っていたから、村はたとえ「飯場」化していたとはいえ農民の共同社会として存続していた。伝統的な農耕の制度や共同労働の組織を村落共同体から引き継いだのは伝統的な農業技術の条件の下で農業生産と労働管理に合理性をもっていたからであり、「農場」が村を単位に経営されたのも同様の理由からであった。

このことは、また農業の伝統的な技術の水準では近代経営の農場が成立し得ないことを意味している。農民が実質的に労働者化していたとはいえ、農民社会の組織と技術に強く依存せざるを得なかったのである。技術は農業近代化の条件であり、17、18世紀における西欧の農業革命のように技術革新が起これば農業制度も大きく変わる可能性がある。イランの場合、アジアの多くの国々と同様に、20世紀の半ばにその変革期を迎え、近代的な経営の農場が各地に登場した。そして、この技術的契機をなしたのがトラクターの導入による農業の機械化と化学肥料の普及であった。ここでは、まずポレノウ村の事例を中心にトラクターの導入を契機とした地主経営「農場」の変容の過程をたどる。

イランでは、トラクターは1950年代に導入が始まり1960年の時点では農地のほぼ10%で利用され、1971年には23,000の大型トラクターが稼動していた。また、化学肥料も50年代に普及が始まっている。この背景には農業の近代化を経済開発の柱の一つとする政策と経営近代化を進めようとする地主の積極的な対応があり、トラクターは農地改革以前に地主と請負耕作の業者の双方の主導で導入が始まっていた。

トラクターは犁と比べて土壌をより深く耕すことができたから土地生産性を高めることになった。しかし機械化が「農場」の経営にとってより大きな意義をもったのは作業能率が大幅に高められたことにある。伝統農業における主要な作業は第一章で述べたように犁と耙による耕起と碎土・整地でありいずれも雄牛が使役された。また脱穀作業にもボレ(図1-11)を牽引する雄牛が使役されたが、ともに農民の技術と労働それに組織を要した作業であった。トラクターはこの作業のすべてに代替する技術であったから雄牛は必要でなくなりその存在意義が失われた。しかもこの作業は地主の雇用するオペレーターが従事するかまた請け負い業者に依頼されたため、雄牛を使役する農民の労働を不要とし農民の労働がこれらの農作業から排除された。

表3-14はトラクター導入前後における農民の農作業とその作業時間の割合をマルヴダント地方の事例で試算したものである。トラクターの導入で農民が農作業に関わる時間は導入以前の半分に減少し、地主が農民と関係なく地主の

費用で行われる作業が、機械化以前の農民の作業時間の内の半分を占めている。つまりトラクターの導入で地主経営の労働力の編成が大きく変ることになった。

雄牛は農民に所有されることが多く、地主が所有する場合も農民がそれを飼養し管理したから、農耕の主要な手段である雄牛の所有や管理を通して「農場」における農民の権利がある程度保証されていた。また、地主はこの雄牛をもつ農民に依拠して労働を組織し編成してきたから、トラクター化によって雄牛の価値が失われ雄牛を使った作業から疎外されたことは農民の権利のさらなる脆弱化をまねいた。農業技術の近代化は農民を伝統的な制度のもとで農民を組織し編成する必要性を失わせ、地主経営の労働組織のシステムの転換を意味していた。機械化されず農民の手労働を要するのは播種、灌漑の諸作業、管理作業、

表 3-14 トラクター導入前後における農作業時間の割合

	伝統農具のみ		トラクター利用
耕起	犁耕	25	トラクター
碎土・整地	耙耕		トラクター
播種		3	3
畦立て		15	トラクター
灌漑		20	20
施肥		3	3
草取り		2	2
刈取り		20	20
脱穀		10	トラクター
その他		2	2
		100	50 <sup>(注)</sup>

(注) 伝統農具による農作業時間を100とした時の農民の作業時間

表 3-15 トラクター導入前後における主要素分担

	地主分担	農民分担
トラクター導入前	土地・水・種	雄牛・労働力
トラクター導入後	土地・水・種・トラクター 労働力 (1/2)	労働力 (1/2)

それに収穫作業の一部に過ぎない。しかし、これらもその一部また全部を機械で代替することができる。播種は播種機を、畦立てはディスクをいずれもトラクターに装填することで可能であり、収穫作業はコンバインで代替できる。つまり、地主にとって農業機械は農民を文字通りの労働者に転化させ「農場」を近代的な農場に変える手段となり得たのである。

従来の地主と農民の関係を変更し農地を囲い込んで近代的な農場へと衣替えしようとする動きはトラクターの普及ですでに農地改革の前から始まっていた。ゴルガン地方では綿花の国際価格の高騰を背景に企業的な綿花農場の形成が積極的に進められ<sup>(57)</sup>、また1950年代から60年代にかけて農地改革の政策論争が活発化する中で、改革を免れる目的をもって農地の囲い込みと農場化を進める動きが各地でみられた。

こうした動きは農民の側からみれば大変な危機であり、地主と農民の対立を深刻化せずにはおかない。この時代の状況をジャラル・アーレ・アフマッドは『地の呪い』のなかで農民の言葉を借りて次ぎのように描いている<sup>(58)</sup>。

「ここから一フェルサーク（6キロメートル）ばかり離れたところにアミーラバードというむらがありますだ。……大地主の所有するむらですだが、その地主が、まだ収穫期の終らねえうちにトラクターを持ち込んだですだ。まらずてめえの土地も耕すだが、他人にも賃貸していますだ。一時間で12トマン取るちゅうだ。……どうも引っ掛かるのは、トラクターちゅうもんは境界もくそも分別しねってことですだ。おまけにトラクターの運ちゃんだってよそ者とくるだ。こんなだと成行きは火をみるより明らかですだ。むら人衆の境界も仕切りもみんなめちゃめちになっちまうだ。それで喧嘩沙汰でさあ。昨日、あのむらの百姓たちが押しかけて、畑のど真中でトラクターをめったやたらに叩き壊しちまっただよ、……」。地主の導入したトラクターが農民が耕作組であるボネを単位に耕作していた農地の境界と関わりなく、村全体の耕地を耕起したということである。農民が自らもつ犁と雄牛で耕した耕地は地主のオペレーター1人によってトラクターで耕された。これは雄牛と一体化した農民の労働によって保証された権利を脅かすことになり、その危機感からラッドライト運動に

走ったということである。

## 2. アブドルラーヒ農場の労働関係

農地改革が実施された1960年代はすでにトラクターが導入され、経営における農民社会への依存度を低下させて、地主の「農場」も大きく変化をみせていた時代である。農地改革は時期的には地主経営の変動期にあたり、この歴史的意義は「農場」を解体して農民的経営への道を開いたと同時に、地主による囲い込みと近代的経営への移行の制度的契機をなした点にあった。マルヴダシト地方でいえば、地主から解放された村が形成された一方で、大小様々な近代的な農場が創設された。ポレノウ村の場合、農地改革時にとりかわされた農地の売買契約書(sanad)をみると、村の土地は地主と農民の間で収穫物の分益比率で分割された。この地方では麦は2対1、夏作は1対1で収穫を分けていたから土地もこの比率で分けられたのである。

### 農地改革による村の農地の分割 (ポレノウ村)

農地改革前の面積	829ha
農地改革による分割	地主 534ha
	農民 295ha

地主が自らの経営地とすることが認められた土地(ポレノウ村の場合534ha)は機械化による近代的経営を行うことが条件とされ、従来の地主と農民の関係を維持することは禁止された。一方、農民に売却された土地(295ha)から地主は完全に退去することになりここに地主から解放された村が生まれた。農民の村における農業経営の方式については第二章で詳しく述べたが、地主に留保された村のほぼ2/3の土地では、地主経営者がトラクターとコンバインによって機械化し、常勤と臨時の労働者を雇用して経営する農場が形成された。ここに、村落共同体を彷彿とさせる村と近代的な農場という2つのまったく異なる経営体が同じ地域にモザイク状に形成されることになった。

ポレノウ村の地主留保地を経営するアブドルラーヒーの農場の事例から雇用

関係をみると、常勤および臨時の賃金労働と農作業の一部を請け負う契約労働の2つの形態からなっていた。この内、前者を構成するのは、農場の管理人であるナマーヤンデ、農業機械を操作するオペレーター、灌漑水利施設の管理人、畑番などであり、近隣の村の土地無し層からリクルートされ日給月給で賃金

が支払われた。しかし、農場が機械化したとはいえ灌漑の諸作業や夏作の収穫作業などでは多くの労働力を必要とする。灌漑では農地改革前と同様に畦を格子状に立てて灌漑区画を一つづつ灌水する水盤法がとられた。畦立てはかつてのコローを農具として使う労力的作業からトラクターの作業に代わり省力化されたが、畦の補強と灌漑の作業には多くの労働が必要とされ、この作業には契約によってボレノウ村の農民が従事した。農場も機械化が不可能な作業部分で村の農民に依存する必要があったということである。

経営者は村の農民との接点に差配（ナマーヤンデ）を農民の中から選び配置し、差配を介して必要な数の農民と労働契約が結ばれた。灌漑の諸作業には村の農民18人が当たったが、興味深いのは、契約した18人の農民が6人づつ3つのグループに分かれ、灌漑の作業がこの3グループによる輪番で行われたことである。農場は規模が大きく灌漑作業は水路からの水の流れを2つに分けて2か所で行なわれたことから、6人がさらに2つに分かれて3人が共同で作業に従事した。これはボネと類似の労働編成であり、灌漑の諸作業が、畦を修理し漏れ水を防ぎ、灌漑区画に湛水する作業に複数の労働力を要したことと関係がある。つまり、機械化が難しい作業部分において村の農民組織とのあいだで労働契約が結ばれ、近代的農場も近隣の村に労働力を依存することで経営を成り立たせていたのである。

表3-16 アブドルラーヒー農場における労働関係

常雇また臨時の労働者による作業
耕起（トラクター・プラウ）
砕土・整地（トラクター・デイス）
播種（トラクター・播種機）
収穫・脱穀（コンバイン）
灌漑施設の管理・その他
村の農民（契約労働）による作業
灌漑の諸作業
夏作（綿花など）の収穫

### 3. 農場の米作経営と農民

1972年、経営者アブドルラーヒーは農場の一部を使って米作を始めた。面積は12ヘクタールで小規模であったが、ここでは麦作地とは異なる契約がとりかわされた。農地改革で地主は、機械化による近代的経営を行うことを条件に自らの経営地を留保し改革以前の経営方式をとることは法的に禁止されていたため、米作地において地主と農民の共同経営という形で契約された。しかし、内実は農地改革前の地主経営の復活を想起させるものであり、地主制下の地主と農民の関係を知る上で興味深い点を多々含んでおり、次にその実態を示すことにする。

米作地での契約はおおよそ次のようなものであった。

1. 地主と村の耕作権をもつ農民全体との契約である。
2. 農業の生産要素および農作業は地主と農民が分けて負担する。具体的には地主は土地、水、種、肥料、農薬を負担し、村の農民は労働力を負担する。また農作業では耕起、整地、米作のための圃場の形成と灌漑作業を地主が負担し、播種、施肥、農薬散布、刈取り、脱穀、それに除草などの諸管理を農民が行う。つまり、土地と諸経費を地主が負担し、地主によって整備された圃場での諸作業を農民が行うというものである。
3. 収穫は地主と農民の間で定率で分ける。農民の取り分は、収穫された米の4分の1と稲藁であり、刈り跡地の放牧権も農民がもつ。

地主経営の「農場」を想起させるが、こうした契約が結ばれたのは米作が除草など管理に多くの労働力をつぎ込む必要があり近代的な農場経営の方式に適合的ではなかったことによる。言い換えると、労働の限界生産性が高く栽培管理に労働をつぎ込めばそれなりの高い収量が得られるということである。乾燥地の米作も湿潤地のそれと同様に除草に多くの手間を要し、これを怠ると収量は激減し手間をかければ麦よりもはるかに高い収量が期待できる。また収穫を定率で分けることで農民のインセンティブを引き出すことができるという地主の思惑があったと考えられる。

契約の内容は地主経営の「農場」を彷彿させるが、ただ強制関係がないとい

う点で基本的な違いがあった。農民は村に農地をもち、米作地の仕事は副収入を得るためのいわば兼業であり、また栽培管理にどれだけの労働をつぎ込むかは農民の判断と意思によっていた。

では、村の農民は農場の米作地にどのように関わったのか。第二章で詳しくみたように、村の農地では農地改革前の「農場」の制度を踏襲し農民が2人ないし4人で組（シェリーキ）を作り共同耕作をおこなったが、この農場の米作地においても同じ共同耕作組が編成された。耕地はほぼ等しい面積の2つの耕区に分けられ、いずれも均等な短冊状の地条に細分された。図3-3はこの一つの耕区における土地割を示したものである。

図3-3 アブドゥラヒー農場の米作地における耕地割

*	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

\*は、地主の灌漑用ポンプ揚水井戸の管理人の割当て地

この農民の割当て地とは別に、耕地の端に一つの地片が用意された。これは地主が所有する灌漑用ポンプ井戸の管理人の利用地で、この職に対する報酬の一部として用益権が与えられたものである。彼はここで農民同様に諸作業に従事したが、ここでの収穫はすべて彼自身のものとなった。

契約にもとづく作業は共同耕作組の耕地ごとに2人ないし4人の共同で行われた。これも2章で検討した農地改革後の村の農地の場合と同じである。しかし、作業を観察するとこの米作地に農民は労働をあまり投入しなかった。管理は悪く稲が生育し結実する7月から10月までの間、この水田で作業をしている姿をあまりみなかった。除草もあまり行われず、稲科の雑草が繁茂し水田は稲と同程度に雑草が占領しているといった状態であった。これには以下のような理由が考えられる。

1. 複数の農民による共同耕作が個々の農民に収量を高めようとするインセ

- ンティブを引き出さなかったこと。
2. 除草などの栽培管理の経験がなかったこと。
  3. 生産物に対する農民の取分率が低かったため労働意欲がわかなかったこと。

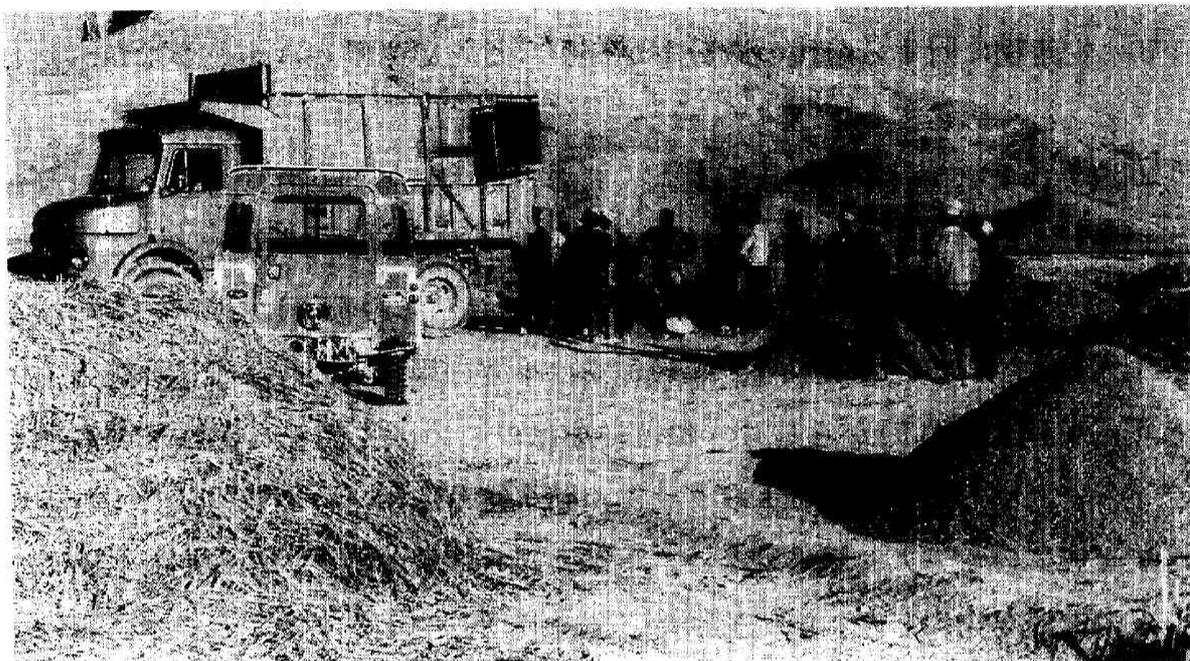
刈取り作業は農民総出で行われた。茎のほぼ中ほどで刈り取られた稲は脱穀場に運ばれて耕作組ごとに山に積まれた。36人の農民は2人組が8、4人組が5の合計13の組に分かれて耕地を利用していたから脱穀場にはこの13の山と灌漑人の1つの山が作られた。脱穀作業は小麦の場合と同様に脱粒作業とモミと藁を分別する作業からなり、脱粒作業は、この山を崩しながらその周囲をディスクハローを装填したトラクターが踏み回る方法で行われた。この作業は地主と農民の双方の共同で行われ、トラクター作業は地主、山を崩して整える作業は農民が担当した。続く分別は、風を利用してホークでこれをかき揚げて藁を飛ばすいわゆる風選の方法がとられたがこの作業には農民が当たった。分別されたモミは篩いにかけて細かな藁が除かれ、集めて山に盛られる。この作業の間、地主に雇われた畑番(ダシトバーン)が立ち会って農民がモミを持ち出すのを監視した。

この一連の作業が終わる頃に、地主の差配が穀物商人を伴ってトラックで現れ、差配と複数の農民の立ち会いのもとで、皿一杯分が5マン(16.7kg)になる天秤(タラズ)を用いて山に積まれた米が計量され、地主と農民の間で分けられた。

では、分配はどのように行われたか、観察にもとづいて記してみよう。まず2人の共同耕作の組である組Aの場合、計量された皿40杯分(200マン=668kg)が地主分としてトラックに積まれた。次いで、両手で8杯分(ほぼ1マン=3.3kgになるという)が監視人である畑番の取り分として、皿3杯分(15マン=50kg)が灌漑人の取り分として取り分けられた。そして最後に、農民2人の取り分として皿8杯分(40マン=133kg)が分けられた。これで分配は一応終わるがまだ若干のモミが残り、これを再び地主と農民の間で分けた。この結果、それぞれの分配量は次のようになった。

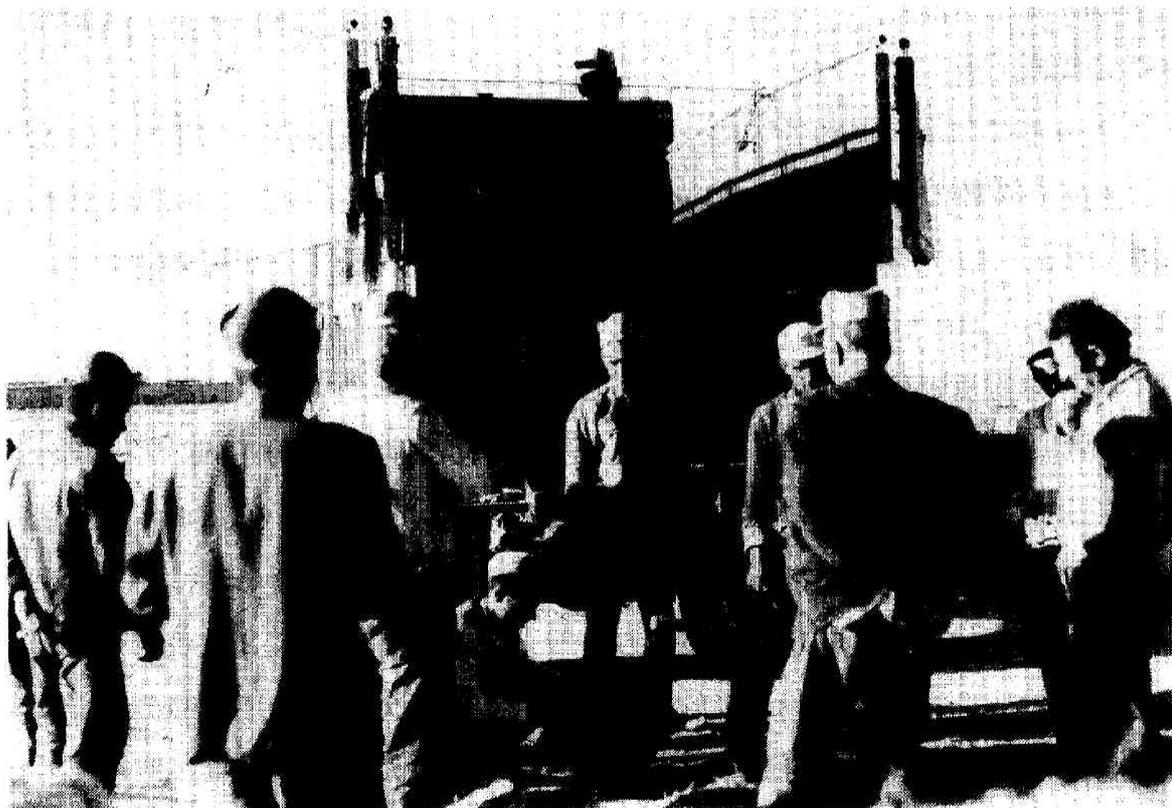
図3-4 アブドラーヒ農場での分益風景

(a)



(注) 手前右の山は2人組の脱殻後の米の山。  
人物の中央で腰に手をやっているのがナマーヤンデ(差配)。

(b)



(注) 天秤の皿一杯が5マン(約16.7kg)である。

地主	680kg (203 マン)
農民2人	137kg (41 マン)
灌漑人	50kg (15 マン)
畑番	3.3kg (1 マン)

これをみると、地主と農民の分益比は5対1となり、最初に地主との間の契約として農民から聞いた3対1の比率とは大分かけはなれている。しかも、地主が雇う形となっていた灌漑人と畑番の取り分は収量とは関係ない固定量であり農民も一部を負担している。つまり、観察からわかる実際の契約内容は次のようなものであった。

灌漑人	50kg (固定量)
畑番	両手で8杯分 (固定量)
地主と農民	5対1の分益

しかし、同じく2人からなる組Bの場合は若干様子が違っていた。地主40杯分、灌漑人と畑番の取り分は変わらないが、農民の取り分はこれらが控除された後の残りであり計量されなかった。つまり、次のように配分された。

地主	668kg (200 マン)
灌漑人	50kg (15 マン)
畑番	3.3kg (1 マン)
農民2人	残り

農民に残された分は皿8杯分(40マン=133kg)に満たないと想定されたため量る必要がなかったのである。ここからわかるのは、地主と農民の取り分比が5対1としても、地主は40杯分を最小限の取り分として確保し、収量が少ない分は農民の責任とされたということである。

このことは組Cの場合により顕著であった。この耕作組のモミの山が他の山よりも小さく収量が少ないことは見た目からも明らかであった。生育期の水田の状態も他より雑草が多く、農民による管理の悪さが低い収量となって現れた

のである。分益作業では地主の取り分がまず計量されたが、ここでは地主は他のシェリーキの場合と違って皿で32杯分をトラックに積んで止め、灌漑人と畑番の取り分を分けた。そして残りが農民に残されたのである。

地主	533kg (160 マン)
灌漑人	50kg ( 14 マン)
畑番	3.3kg ( 1 マン)
農民2人	残り

分益作業が終わった後でこの農民取分を量ると75kg、農民一人分がわずかに37.5kgに過ぎなかった。この場合、地主の取分を最小限40杯(200マン)とすると、農民の取り分はゼロになり、32杯で止めたのは農民にわずかでも残すという配慮によると考えられる。

以上、あらかじめ農民から聞いた契約の内容と脱穀場で観察された実態とは大きく違っており、分益の実態を整理すると次のようになる。

1. 地主と農民の取分比は5対1である。しかし、地主は最小限40杯分=200マンを保証される。差配によると、地主取り分のうち20マン(66kg)分は種代であり、農民に前貸しし収穫時に返済されたものであるという。
2. 灌漑人は15マン(50kg)を、畑番は1マン(3.3kg)を定量で受け取る権利をもった。モミの山から控除されていることからわかるように、この取

図3-5 米作地における分益（農民2人の組で収量が276マンと仮定した場合）

畑番の取分	灌漑人の取分	
1 マン	15 マン	地主取分 200 マン
		----- 種代として前貸し分 20 マン
		農民2人の取分 40 マン

り分は地主と農民の双方が分益比に応じて負担したことになる。

以上は農民2人からなる耕作組の場合であり、この米作経営全体での取分量を計算するとおおよそ次のようになる。

地主	12000kg
農民(36人)	2400kg
灌漑人(1人)	900kg
畑番(1人)	60kg

灌漑用水については契約時に地主と農民の間に齟齬があった。農民側は水は地主の負担であると考えていたが、地主は共同経営という建前から分益比に応じて分担するものと理解し8月には争いが生じた。差配は収穫の分配の際に「農民が水を盗んだ」と文句をつけていたがこれが分益に影響したかどうかはわからない。

この米作経営ではヘクタール当たり1トン程度の収量しかなく、差配はこの理由を農民の怠慢のせいにした。確かに栽培管理に農民は熱心ではなかったのであり、農民はこの責任を十分に負わされたといつてよい。

農場のこの米作地の事例は例外的なものといつてよい。しかし、農地改革前の状況をよく示している。農民はすでに地主のくびきから解放されていたが、地主制の時代における地主が単に土地の所有者ではなく「農場」の経営者であったこと、また、分益については地方的慣行や要素分担に応じて取分比が契約によって決められていたが、実態はこの契約が履行された訳では必ずしもなかったことを知ることができる。

## 小括

本稿で主に対象としたのは乾燥地のオアシス灌漑農業地帯である。イランの農業はすでに第一章で述べたように気候や地形また水の条件の違いによる多様な環境のもとで営まれてきた。このため農業技術の体系である農法や農業の諸制度には地域性が大きく、乾地農業地帯や温帯湿潤のカスピ海沿岸地帯の農業

はここで記述したものとかなり異なる。したがって、地主制の構造においても同様であり、ここで地主経営の「農場」として描いてきたものはマルヴダント地方の事例などあくまでオアシスの農業の環境において実証された地主制の構造である。以下地主経営の「農場」が成立した条件を整理してみよう。

1. 農民に対して地主が強い権限と請求権をもち得たこと。イランでは国家が地主の権限を体制的に保証したが、地主の権限をより大きなものとしたのは、農業の生産手段である水を地主が独占していたことが大きかった。水は乾燥度が高く水の限界生産性が非常に高いところでとりわけ重要な生産の要素をなしたのであり、乾燥地の灌漑農業という条件が土地とともに水を所有する地主の権限を強いものとした。
2. 農地の利用や耕作に強い共同関係を必要とし、分割地を経営する小農が存在しないこと。オアシス農業地帯では第二章で詳述したように強い共同関係がみられたが、これは伝統的な農業技術に規定されていた。分割地農民が不在であることで、地主は小作地をもつ農民との1対1の関係ではなく、経営の単位となる農民集団と関係した。
3. 高い収益性が保証されていること。地主が土地以外の経営資金を負担して経営の主体となる積極的な動機は高い収益性にあり、土地生産性が高く穀物だけでなく商品価値の高い夏作が栽培可能であることが必要とされた。

この3つの条件をもつのはオアシス灌漑農業地帯である。つまり、ここでは利益を求めて農業部門に投資し、土地と水を所有する地主によって、伝統的な農耕方式と労働組織に依拠した「農場」が形成されたのである。村が地主的所有と経営の単位をなしたのは、村が共同関係の強い農業生産の単位をなしていたからである。

乾地農業も、オアシス農業同様に農地の利用における共同関係が強く小農的経営が成り立っていないところが多かった。しかし、天水に依存し人工的な灌漑を行わないゆえに地主は単なる土地の所有者に過ぎず、また収益性も低く夏作栽培に優れていなかったという2点で上の条件を満たしていない。このた

め、地主はオアシスほどには強い請求権をもち得なかったのであり、村から余剰を根こそぎ収奪することができず、地代のみを手にする寄生地主的性格をもつことになった。

一方、温帯湿潤のカスピ海沿岸では土地と水が地主によって独占され、この点ではオアシス農業地帯と共通している。しかし、小農的な家族による分割地の経営が一般的であったという点で上の条件を満たしていない。ここでは、地主が村全体を所有する大土地所有者である場合も、地主は差配を介して農民個人と土地貸借の契約をしたのであり、農民は地主所有地における小作農であり小作地の経営者であった。

したがって、収穫に対する地主の取分も、小農からなるカスピ海沿岸部の村や乾地農業地帯の村では土地所有にもとづく小作料であり、地主が土地以外の経営資本の一部を提供する場合には利潤や利子を含むものであったが、オアシス灌漑農業地帯では収穫は地主のものであり、分益の農民取分は一部利潤を含む労働の報酬とみることができる。

このように地主と農民の関係には農業条件の違いが大きく影響した。しかし、以上の3つの類型はあくまで類型に過ぎない。イランの農業をめぐる地理的環境をみると連続性の中で変化しているから農業条件は多様であり、農業条件に規定された農業の方式も多様であった。したがって、地主と農民の関係もこの3つの類型がすべてであった訳ではない。オアシス農業地帯の地主経営の「農場」と乾地農業地帯の寄生地主制を対極とすれば、その中間に多様な関係がみられたし、これはまた共同性の高い農業社会と小農経営の村との間にもみられたのである。

ここで重要なことはこの多様な形態が同時代的に存在し、発展の段階を示したものではないということである。国民国家が成立した時期については論議があるものの、イランは19世紀半ばに西欧を中心とした世界経済に周辺として包摂され、20世紀には国民国家の枠組みの中で近代化が進められた。この過程で村落共同体は崩れ、地主制がイラン全体を覆うことになった。つまり、共通した社会経済の条件のもとで多様な地主と農民の関係が存在した。ここに農業を

めぐる地理的な条件を取りあげる意味があり、農業生産をめぐる技術的条件の地域的な差異、農業の主要な手段ある水の存在形態の違いが地主制の形態に無視し得ない要因をなしたと考えられるのである。

## 注

- (1) A. Lambton, *Landlord and Peasant in Persia*, London, 1953 (岡崎正孝訳『ペルシアの地主と農民』岩波, 1976年) 263 ページ
- (2) 後藤晃「イランにおける国民国家形成の問題」(後藤晃・鈴木均編『中東における中央集権と地域性』アジア経済研究所, 1997年, 134-142 ページ参照)
- (3) Lambton 1953, 266 ページ
- (4) 大野盛雄『ペルシアの農村』東京大学出版会, 1971年, 58 ページ
- (5) A. Najmabadi, *Land Reform and Social Change in Iran*, University of Utah Press, 1987, p. 46
- (6) F. Khamisi, *The Development of Capitalism in Rural Iran*, Columbia University, 1968, p. 47
- (7) K. McLachlan, "Land Reform in Iran", *The Cambridge History in Iran Vol. 1*, 1968, pp. 686-7
- (8) S. バディ「現代イランの農業関係」(『ユーラシア』7, 新時代社, 1972年), 25 ページ
- (9) Lambton 1953, 271-3 ページ, バディ前掲書, 31-4 ページ, "A Study of the Rural Economic Problems of Khorasan and the Central Ostan", *Tahqiqāte-eqtesādī, Vol. 6, No. 15-16, University of Tehran, 1969, pp. 150-232*
- (10) Lambton 1953, 277-8
- (11) 同上書 270-271 ページ
- (12) 勝藤猛「イラン国ボレ・ノウ村の農地売買契約文書について」『史林』58-4, 1975, 135 ページ
- (13) *Tahqiqāte-eqtesādī, Vol. 6, No. 15-16, p. 224*
- (14) ワクフは宗教的寄進による財産であり、モスクや聖廟、宗教組織による病院や学校などの財政的地盤となる。イランでは、イスラムの宗教組織はこのワクフをもつことで最大の大地所有の組織とあってよく、全国のほぼ4万か所で土地を所有している。その多くは、ムシャーで所有された村の土地の持分としての所有だが、村の土地全体を所有するオンデマーレキであるものも数百か所に及ぶといわれている。しかし、実態を示す統計はない。
- (15) T. Suzuki, *Land Reform, Technology and Small Farming*, Michigan Geographical Publication No. 29, 1985 参照

- (16) I. Ajami, *Shishdangi, Shiraz*, 1969, p. 9
- (17) A. Lambton, *The Persian Land Reform*, Oxford University Press, 1969, p. 24
- (18) K. マルクス『資本論』(長谷部文雄訳) 第三部下 1130-1146 ページ
- (19) M. Amid, *Agriculture, Poverty and Reform in Iran*, London, 1990, pp. 33-34
- (20) バディ, 前掲書 48 ページ
- (21) 同上 50-51 ページ
- (22) こうした主張がみられるものとしては, N. Keddie, "Stratification, Social Control and Capitalism in Iran Village", in *Rural Politics and Social Change in the Middle East*, E. Hooglund, *Land and Revolution in Iran, 1960-80*, University of Texas Press, 1982 がある
- (23) P. English, *City and Village in Iran: Settlement and Economy in the Kirman Basin*, The University of Wisconsin Press, 1966, p. 88-89
- (24) M. Atai, "Economic Report on Cultivation: In the Region of the Six Province including the Townships of Boroojerd, Golpayegan, Khoramabad and Aligoodarz, *Tahqiqate-eqtesadi*, Vol. 6, No. 17-18, University of Tehran, 1970, pp. 116-7
- (25) バディ, 前掲書 50 ページ
- (26) 同上書 51 ページ
- (27) *Tahqiqat-ektesadi*, Vol. 6, No. 15-16, p. 118
- (28) *ibid.*, pp. 119-20
- (29) Lambton, 1953, 318 ページ
- (30) Hooglund, *op. cit.*, p. 22
- (31) M. Amid, *op. cit.*, 1990, p. 35
- (32) P. English, *op. cit.*, p. 90
- (33) Lambton, 1953, 299 ページ, Hooglund, *op. cit.*, p. 22
- (34) Lambton, 1953, 332-3 ページ
- (35) 大野, 1971 年 92 ページ
- (36) 大野盛雄『イラン農村 25 年のドラマ』日本放送出版協会, 1990 年, 26-7 ページ
- (37) Hooglund, *op. cit.*, p. 22
- (38) 原隆一『イランの水と社会』古今書院, 1997 年, 113~120 ページ参照
- (39) *Tahqiqat-ektesadi*, Vol. 6, No. 15-16, p. 197
- (40) 岡崎正孝「イランの農村」(『アジア経済』第 5 卷 2 号, 1964 年) 93-4 ページ
- (41) 大野, 1971 年 59 ページ
- (42) Lambton, 1953, 273 ページ
- (43) J. Safinejad, *Talebabad*, Tehran, p. 115
- (44) Lambton, 1953, 274 ページ
- (45) S. Akhavi, *Religion and Politics in Contemporary Iran*, New York, 1980, pp. 56-

58

- (46) B. Fragner, "Social and Internal Economic Affairs", in *The Cambridge History of Iran*, Vol. 6, London, 1980, p. 492-3
- (47) E. Abrahamian, *Iran between Two Revolutions*, Princeton, 1982, p. 20
- (48) *ibid.*, p. 21
- (49) 大野, 1971年 59 ページ
- (50) Lanbton, 前掲書 1976年 195 ページ
- (51) Research group "A Study of the Rural Economic Problems of Khorasan and the Central Ostan", *Tahqiqāte-eqtesādī*, 6-15, 16, University of Tehran, 1969
- (52) 岡崎正孝『カナートイランの地下水路』論創社, 1988年, 149-51 ページ
- (53) Lanbton, 1953, 370~372 ページ
- (54) 同上書, 303-4 ページ
- (55) 大野, 1971年 89-90 ページ
- (56) バディ, 前掲書, 59~60 ページ
- (57) S. Okazaki, *The Development of Large-scale Farming in Iran*, The Institute of Asian Economic Affairs, Tokyo, 1968 を参照
- (58) ジャラルール・アーレ・アフマッド (山田稔訳)『地の呪い』アジア経済研究所 1981年 18 ページ